

1 防災組織に関する資料

1 - 1 防災関係機関の連絡先

1 町

機 関 名	所 在 地	電話番号
壬生町役場	壬生町大字壬生甲3841-1	0282-81-1808

2 消 防

機 関 名	所 在 地	電話番号
石橋地区消防組合消防本部	下野市下石橋246-1	0285-53-1119
石橋地区消防組合壬生消防署	壬生町大字国谷1036	0282-82-2000

3 県の機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
栃木県消防防災課	宇都宮市塙田1丁目1-20	028-623-2136
栃木警察署	栃木市箱森町40-14	0282-25-0110
栃木警察署壬生交番	壬生町本丸2-19-16	0282-82-0105
栃木警察署おもちゃのまち交番	〃 緑町3-1-16	0282-86-2426
栃木土木事務所	栃木市神田町6-6	0282-23-3433
県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1	0285-22-0302
下都賀農業振興事務所	栃木市神田町5-20	0282-23-3425
県南家畜保健衛生所	栃木市箱森町22-27	0282-22-0188

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
宇都宮地方法務局栃木支局	栃木市片柳町1-22-25	0282-22-1068
関東運輸局栃木運輸支局	宇都宮市八千代1-14-8	028-658-7011
栃木公共職業安定所	栃木市河合町1-29	0282-22-4135
栃木労働基準監督署	栃木市沼和田町20-24	0282-24-7766

農林水産省関東農政局栃木農政事務所	宇都宮市中央2-1-16	028-633-3311
宇都宮地方気象台	宇都宮市明保野町1-4	028-633-2766

5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第12特科隊	宇都宮市茂原1-5-45	028-653-1551

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
壬生郵便局	壬生町落合1-1-8	0282-82-0910
壬生中央町郵便局	〃 中央町7-16	0282-82-0920
稲葉郵便局	〃 大字上稲葉223	0282-82-0930
南犬飼郵便局	〃 大字安塚1095-7	0282-86-0420
おもちゃのまち郵便局	〃 おもちゃのまち1-9-3	0282-86-0421
東日本電信電話株式会社栃木支店	宇都宮市東宿郷4-3-27	028-632-4311
日本赤十字社栃木県支部	宇都宮市若草1-10-6	028-622-4326
日本赤十字社栃木県支部壬生町分区	壬生町大字壬生甲3843-1	0282-82-7899
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央3-1-2	028-634-9155
日本通運株式会社宇都宮支店	宇都宮市大通り4-1-18	028-621-0611
東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社	小山市駅東通り2-23-25	0285-35-3519
KDDI(株)小山テクニカルセンター	小山市大字神鳥谷1828	0285-28-5156
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ栃木支店	宇都宮市大通り2-4-3	028-639-6000

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上1-1-2	03-3621-5051
東武ステーションサービス	東京都墨田区押上1-1-2	03-3621-5723
東武鉄道株式会社(日光総合事務所)	日光市松原町4-2	0288-54-0830
一般社団法人栃木県トラック協会	宇都宮市八千代1-5-12	028-658-2515
一般社団法人栃木県バス協会	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2622
関東自動車株式会社	宇都宮市築瀬4-25-5	028-634-8131

一般社団法人栃木県LPガス協会	宇都宮市東今泉2-1-21	028-689-5200
株式会社栃木放送	宇都宮市昭和2-2-5	028-622-1111
株式会社エフエム栃木	宇都宮市中央1-2-1	028-638-7640
株式会社とちぎテレビ	宇都宮市昭和2-2-2	028-623-0031
壬生町医師会	壬生町安塚907-16 荒川内科クリニック	0282-86-0501
獨協医科大学病院	壬生町北小林880	0282-86-1111

8 公共的団体等

機 関 名	所 在 地	電話番号
下野農業協同組合壬生地区営農経済センター 下野農業協同組合壬生支店	壬生町大字福和田1001	0282-82-1103
壬生町商工会	〃 大師町3-13	0282-82-0475
壬生町社会福祉協議会	〃 大字壬生甲3843-1	0282-82-7899
下都賀郡市医師会	栃木市境町27-21	0282-23-5626

1-2 防災会議委員名簿

(令和5年3月現在)

〈会 長〉

職 名	所 在 地	電 話
壬 生 町 長	壬生町大字壬生甲3841-1	0282-81-1808

〈委 員〉

区 分	職 名	所 在 地	電 話
1号委員 (2人)	栃 木 土 木 事 務 所 長	栃木市神田町6番6号	0282-23-3433
	県 南 健 康 福 祉 セ ン タ ー 長	小山市犬塚三丁目1番1号	0285-22-0302
2号委員 (3人)	栃 木 警 察 署 長	栃木市箱森町40番14号	0282-25-0110
	〃 壬 生 交 番 所 長	壬生町本丸二丁目19番16号	0282-82-0105
	〃 おもちゃのまち交番所長	壬生町緑町三丁目1番16号	0282-86-2426
3号委員 (6人)	壬 生 町 副 町 長	壬生町大字壬生甲3841-1	0282-81-1808
	〃 総 務 部 長		
	〃 住 民 福 祉 部 長		
	〃 建 設 部 長		
	〃 産 業 生 活 部 長		
	〃 会 計 管 理 者		
4号委員 (2人)	壬 生 町 教 育 長	壬生町大字壬生甲3841-1	0282-81-1867
	〃 教 育 次 長		0282-81-1868
5号委員 (2人)	石 橋 地 区 消 防 組 合 消 防 長	下野市下石橋246番地1	0285-53-0509
	壬 生 町 消 防 団 長	壬生町大字壬生甲3841-1	0282-81-1808
6号委員 (4人)	東 日 本 電 信 電 話 (株) 栃 木 支 店 支 店 長	宇都宮市東宿郷4-3-27	028-632-4311
	東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド (株) 栃 木 南 支 社 支 社 長	小山市駅東通り2-23-25	0285-35-3519
	壬 生 町 医 師 会 長	壬生町安塚907-16 荒川内科クリニック	0282-86-0501
	獨 協 医 科 大 学 病 院 長	壬生町北小林880	0282-86-1111
7号委員 (2人)	未定（自主防災組織を構成する者 又は学識経験のある者のうちから 町長が任命する者）		
	〃		

1 - 3 防災拠点施設

拠点種別	施設名	電話番号	所在地
県災害対策本部	県本庁舎（消防防災課）	028-623-2136	宇都宮市塙田1-1-20
県災害対策支部 〈現地災害対策本部〉	下都賀庁舎（栃木県税事務所）	0282-23-3411	栃木市神田町6-6
町災害対策本部	防災センター	0282-81-1808	壬生町大字壬生甲 3841-1
広域災害対策活動拠点	とちぎわんぱく公園（管理事務所）	0282-86-5855	壬生町国谷2273
地域災害対策活動拠点	壬生高等学校	0282-82-0411	壬生町藤井1194
医療活動拠点 （災害拠点病院）	獨協医科大学病院	0282-86-1111	壬生町北小林880

2 通信に関する資料

2-1 非常通信用無線局一覧

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
石橋消組	(6基)	しょうぼういしばし	F 3	5~10	石橋町大字下石橋246番地1 石橋地区消防組合 (0285) 53-1119
〃	移	いしばし1 いしばしきゅうじょ1 きゅうきゅういしばし1	〃	10	〃
〃	〃	いしばしよぼう1 いしばしよぼう2 いしばしよぼう3 いしばししれい1 いしばし2	〃	〃	〃 石橋消防署 (0285) 53-6169
〃	〃	いしばしはしご1 いしばし 21 いしばし 22	〃	〃	〃
〃	〃	みぶ1 みぶ21 きゅうきゅうみぶ1	〃	〃	壬生町大字国谷1036 壬生消防署 (0282) 82-2000
宇宙通信株式会社	地球局	SCCじちたいとちぎけん とちぎかはんちきゅうV32	42K 0 G 1	0.40	壬生町大字壬生甲3841-1 壬生町役場 (625-02)

2-2 消防団無線一覧

免許人	局 種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設 置 場 所
壬生町	移動局	役場総務課	24K3G 1B 24K3G 1C 24K3G 1D 24K3G 1E 24K3G 1F 24K3G 1X 24K3G 7W 24K3G 7X	2	役場総務課
壬生町	移動局	団長		2	団長
壬生町	移動局	副団長		2	副団長
壬生町	移動局	副団長		2	副団長
壬生町	移動局	第1分団長		2	第1分団長
壬生町	移動局	第2分団長		2	第2分団長
壬生町	移動局	第3分団長		2	第3分団長
壬生町	移動局	第1副分団長		2	第1副分団長
壬生町	移動局	第2副分団長		2	第2副分団長
壬生町	移動局	第3副分団長		2	第3副分団長
壬生町	移動局	消防団1-1		2	消防団1-1センター
壬生町	移動局	消防団1-2		2	消防団1-2センター
壬生町	移動局	消防団1-3		2	消防団1-3センター
壬生町	移動局	消防団1-4		2	消防団1-4センター
壬生町	移動局	消防団1-5		2	消防団1-5センター
壬生町	移動局	消防団2-1		2	消防団2-1センター
壬生町	移動局	消防団2-2		2	消防団2-2センター
壬生町	移動局	消防団2-3		2	消防団2-3センター
壬生町	移動局	消防団2-4		2	消防団2-4センター
壬生町	移動局	消防団2-5		2	消防団2-5センター
壬生町	移動局	消防団3-1		2	消防団3-1センター
壬生町	移動局	消防団3-2		2	消防団3-2センター
壬生町	移動局	消防団3-3		2	消防団3-3センター
壬生町	移動局	消防団3-4		2	消防団3-4センター
壬生町	移動局	消防団3-5		2	消防団3-5センター
壬生町	移動局	事務局 1		2	消防防災係長
壬生町	移動局	事務局 2		2	消防防災係員
壬生町	移動局	事務局 3		2	消防防災係員
壬生町	移動局	事務局 4		2	役場総務課
壬生町	移動局	事務局 5		2	役場総務課
壬生町	移動局	事務局 6		2	役場総務課

3 消防に関する資料

3-1 町消防団の組織

1 分団及び部の区域・名称

名 称		区 域
分団	部	
第1分団	第1部	下表町・中表町・下横町・今井・上表町・東下台・下台団地・城南
	第2部	城東町・舟町・栄町・仲通町・上通町・城内・駅東・県営壬生住宅
	第3部	万町・上新町・下馬木・西高野
	第4部	馬場・原宿・田向稻荷内・上坪・前宿坪・台坪
	第5部	三好町・旭町・星の宮・車塚
第2分団	第1部	下馬木・上町・下町
	第2部	本郷・松原
	第3部	西部・中央・北原・台宿・下坪
	第4部	鯉沼・東原・福和田
	第5部	釜ヶ淵・原坪・鹿島
第3分団	第1部	北小林・安塚一・安塚中央・安塚二・上長田・独協医大職員寮・緑町一丁目・緑町二丁目・緑町三丁目・緑町四丁目・おもちゃのまち・安塚三・安塚南部・幸町一丁目・幸町二丁目・幸町三丁目・幸町四丁目・虹の杜
	第2部	上田
	第3部	中泉
	第4部	助谷・助谷原
	第5部	至宝町北・至宝町南・六美町南部・六美町中央・六美町北部・ひばりヶ丘・若草・いずみ・落合・国谷中央・国谷新田・あけぼの・国谷本田・国谷南

2 階級別定数

種別	定数															計
団 長	1															1
副 団 長	2															2
分 団 名	第1分団					第2分団					第3分団					
分 団 長	1					1					1					3
副分団長	1					1					1					3
部 名	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	
部 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15
班 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15
団 員	12	12	10	12	10	12	10	12	10	10	12	10	10	10	12	164
部 計	14	14	12	14	12	14	12	14	12	12	14	12	12	12	14	194
分 団 計	68					66					66					200
総計																203

3-2 消防施設等の状況

1 町

(令和4年10月1日現在)

	消 防 水 利 等				資 機 材		
	防 火 水 槽	消 火 栓	そ の 他	計	ポ ン プ 車 (水 槽 付 を 含 む)	ポ ン 積 載 車	計
壬 生 町	222	832	42	1,096	7	9	16

2 消防本部

(令和4年10月1日現在)

消 防 本 部 名	消 防 署 数	吏 員 数	資 機 材 等								計
			ポ ン プ 車	ポ ン 水 槽 付 車	梯 子 車	化 学 車	救 急 車	う ち 高 規 格	工 作 車	そ の 他	
石橋地区消防組合	3	166	2	6	1	1	4	4	1	15	30

4 水防に関する資料

4-1 重要水防箇所

(栃木土木事務所管内)

管理別	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名			延長 (m)	対策水防工法	担当水防管理団体	備考
		種別	階級		市町村	町、大字	字				
県の管理区間	姿川	堤体強度	A	右	壬生町	安塚	関沢橋下	2.2	積土のう	壬生町	
	黒川 (日光)	工作物	B	左右	壬生町	羽生田	通学橋	30	積土のう	壬生町	
	黒川 (日光)	堤防断面	A	左	壬生町	福和田	地藏橋上	208	積土のう	壬生町	
	黒川 (日光)	堤防断面	A	左	壬生町	上稲葉	北関東下	227	積土のう	壬生町	
	黒川 (日光)	工事施工	A	左	壬生町	壬生甲	神代橋上下	88	積土のう	壬生町	
	黒川 (日光)	工事施工	A	右	壬生町	壬生甲	東武鉄道上下	168	積土のう 木流し	壬生町	

4-2 水位観測所 (栃木県管理)

水系名	主管事務所	観測所番号	観測所			所在地	水位				緯度	経度	区分
			河川名	地区名	観測所名		水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (危険水位)			
利根川水系	宇都宮土木事務所	308	姿川	壬生	淀橋	壬生町大字安塚1712-1地先	1.50	2.00	-	-	36° 30' 01"	139° 49' 58"	河川
	栃木土木事務所	329	黒川	壬生	東雲橋	壬生町大師町20-10地先	1.50	2.50	-	-	36° 25' 48"	139° 48' 17"	河川

4-3 洪水予報・水防警報及び伝達系統

1 栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報（思川）

(数値は観測所番号)
(気) 気象庁観測施設

河川名	区 域		基準水位観測所				担当官署
			水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)	基準雨量 観測所	
思川	左岸	鹿沼市深程大芦川合流点から 小山市大字乙女まで	思川・栃木（保橋）			(気)鹿沼 (気)小山 823上粕尾 822遠木 810栗野 819真名子	栃木県県 土整備部 河川課 宇都宮地 方气象台
			1.50	1.80	4.10		
	右岸	鹿沼市深程大芦川合流点から 下都賀郡野木町大字友沼まで	思川・小山（観晃橋）				
			2.80	3.40	6.50		

2 知事の行う水防警報（思川）

(数値は観測所番号)
(気) 気象庁観測施設

河川名	区 域		基準水位観測所			所 管 事務所名
			はん濫 注意水位 (警戒水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)	基準雨量 観測所	
思川	左岸	鹿沼市深程大芦川合流点から 小山市大字乙女まで	思川・栃木（保橋）		(気)鹿沼 (気)小山 823上粕尾 822遠木 810栗野 819真名子	栃木土木 事務所 鹿沼土木 事務所
			1.8	4.1		
	右岸	鹿沼市深程大芦川合流点から 下都賀郡野木町大字友沼まで	思川・小山（観晃橋）			
			3.4	6.5		

3 洪水予報伝達系統（思川）

（基準地点：栃木（保橋）、小山（観晃橋））

発表者	伝達系統	
	(水防管理団体)	
知事 水防本部 (河川課) 宇都宮地方気象台 (共同発表)	鹿沼土木	鹿沼市
	0289-65-5949 FAX 65-3218 NW-TEL 8-502-3007 NW-FAX 9-502-3081	
	栃木土木	栃木市
	0282-23-3437 FAX 23-3544 NW-TEL 8-504-3010 NW-FAX 9-504-7015	小山市
		下野市
		壬生町
		野木町
	利根川上流河川事務所	関東地方整備局
	0480-52-9839 FAX 52-9852	
	消防防災課	028-623-2136 FAX 623-2146 NW-TEL 8-500-2136 NW-FAX 9-500-2146
	県警本部	028-621-0110
	(警備第二課)	内線5771 (時間内)
	(総合当直)	内線2070 (時間外)
	(警備第二課直通)	028-623-3796 FAX 643-4506 NW-TEL 8-500-3796
陸上自衛隊 第12特科隊	028-653-1551 内線537 (時間内) 内線504 (時間外) NW-TEL 8-702-05(時間内) NW-TEL 8-702-04(時間外) NW-FAX 9-702-01	
東日本電信電話(株) NTT東日本-栃木 災害対策室	028-662-4256 FAX 613-0986 NW-TEL 8-710-02 NW-FAX 9-710-01	
栃木放送	028-622-1111 FAX 625-4446 県移動系無線692	
エフエム栃木	028-638-0470 FAX 638-0225 県移動系無線693	
とちぎテレビ	028-623-0431 FAX 650-6731 県移動系無線694	
NHK宇都宮放送局	028-634-9160 内線231 FAX 633-5388 NW-TEL 8-704-02 NW-FAX 9-704-01	

4 水防警報伝達系統（思川）

（基準地点：栃木（保橋）、小山（観晃橋））

河川名 (基準地点)	発表者	伝達系統	
		(水防管理団体)	
思川 (栃木・保橋) (小山・観晃橋)	知事 水防本部 (河川課)	鹿沼土木	鹿沼市
		0289-65-5949 FAX 65-3218 NW-TEL 8-502-3007 NW-FAX 9-502-3081	
		栃木土木	栃木市
		0282-23-3437 FAX 23-3544 NW-TEL 8-504-3010 NW-FAX 9-504-7015	小山市
			下野市
			壬生町
			野木町
			利根川上流 河川事務所
		消防防災課	028-623-2136 FAX 623-2146 NW-TEL 8-500-2136 NW-FAX 9-500-2146
		県警察本部	028-621-0110
		(警備第2課)	内線5771 (時間内)
		(総合当直)	内線2070 (時間外)
		警備第2課直通	028-623-3796 FAX 643-4506 NW-TEL 8-500-3796
陸上自衛隊 第12特科隊	028-653-1551 内線537 (時間内) 内線504 (時間外) NW-TEL 8-702-05(時間内) NW-TEL 8-702-04(時間外) NW-FAX 9-702-01		
東日本電信電話(株) N T T 東日本 - 栃木 災害対策室	028-662-4256 FAX 613-0986 NW-TEL 8-710-02 NW-FAX 9-710-01		
栃木放送	028-622-1111 FAX 625-4446 県移動系無線692		
エフエム栃木	028-638-0470 FAX 638-0225 県移動系無線693		
とちぎテレビ	028-623-0431 FAX 650-6731 県移動系無線694		
N H K 宇都宮放送局	028-634-9160 内線231 FAX 633-5388 NW-TEL 8-704-02 NW-FAX 9-704-01		
宇都宮地方気象台	028-633-2767 FAX 635-9074 NW-TEL 8-701-02 NW-FAX 9-701-01		

4-4 水こう門の操作

(令和4年10月1日現在)

河川名	名称	所在地	管理者	操作者	電話番号	取水設備			備考
						高さ	幅	門数	
姿川	安塚第1堰	安塚字北原	鈴木哲夫	同左	86-0328 090-3212-3785	3.80	1.50	1	油圧式転倒ゲート
	安塚第2堰	安塚字東田	山中二三夫	同左	070-3542-1204	4.00	1.30	1	手動巻上式
	長田	安塚字柳町	中川政夫	同左	86-1193 (携帯不所持)	2.00	2.00	1	手動巻上式
	姿川排水樋門 (No.64)	安塚	壬生町下水道課	同左	81-1859	2.00	2.00	1	手動鋼製スルースゲート
	姿川排水樋門 (No.65)	安塚	栃木土木事務所	同左	0282-23-3437	1.00	1.00	1	手動木製スルースゲート
	姿川排水樋門 (No.66)	安塚	壬生町下水道課	同左	81-1854	1.00	1.00	1	鋼フラップゲート
黒川	飯塚堰	壬生乙字藤葉	飯塚土地改良区 中島英吉	同左	0285-23-2075 090-3402-4155	3.00	0.95	3	油圧式転倒ゲート
	山崎	羽生田	高山修	同左	090-3047-6539	1.25	0.95	2	自動転倒ゲート
	恵川	福和田	壬生町土地改良区恵川地区維持管理委員会 大橋好一	同左	82-5404 090-2725-9241	1.50	1.20	1	手動巻上式
	黒川取水樋管 (No.138)	藤井	飯塚土地改良区	同左	0285-23-2075	1.06	0.90	3	手動鋼製スルースゲート
	黒川排水樋管 (No.139)	元町	壬生町下水道課	同左	81-1859	1.00	1.25	1	手動鋼製スルースゲート
	黒川排水樋管 (No.140)	駅東町	壬生町下水道課	同左	81-1859	1.50	1.65	1	手動鋼製スルースゲート
	高松樋管 (中日向排水樋管) (No.141)	通町	壬生町下水道課	同左	81-1859	1.60	1.60	1	手動鋼製スルースゲート
	黒川排水樋管 (No.142)	壬生甲	栃木土木事務所	同左	0282-23-3437	1.00	1.00	1	手動鋼製スルースゲート
	恵川排水樋管門 (No.143)	福和田字銭渕	壬生町土地改良区	同左	82-7125	2.50	4.50	2	電動ラック式鋼製ローラーゲート
	黒川排水樋管 (No.144)	壬生甲	壬生町学校教育課	同左	81-1871	1.00	1.00	1	手動鋼製スルースゲート
	黒川排水樋管 (No.145)	壬生甲字下山	下川原用水組合	同左	82-1738	1.40	2.00	1	手動鋼製スライドゲート
	黒川排水樋管 (No.146)	藤井字網代渕	壬生町建設課	同左	81-1851	1.00	1.00	1	鋼製フラップゲート
江川	洗堰	藤井(台坪)	山川一男	同左	090-5532-1076				
	防災水門	福和田	壬生町建設課	同左	0282-81-1851				手動巻上式ゲート
思川	下稲葉排水樋管	下稲葉	壬生町土地改良区	同左	82-7125	1.90	3.00	2	電動ラック式鋼製ローラーゲート

4-5 水防資器材の備蓄状況

備蓄場所：壬生町防災センター 壬生町3841-1

壬生町旧防災センター 通町9-15

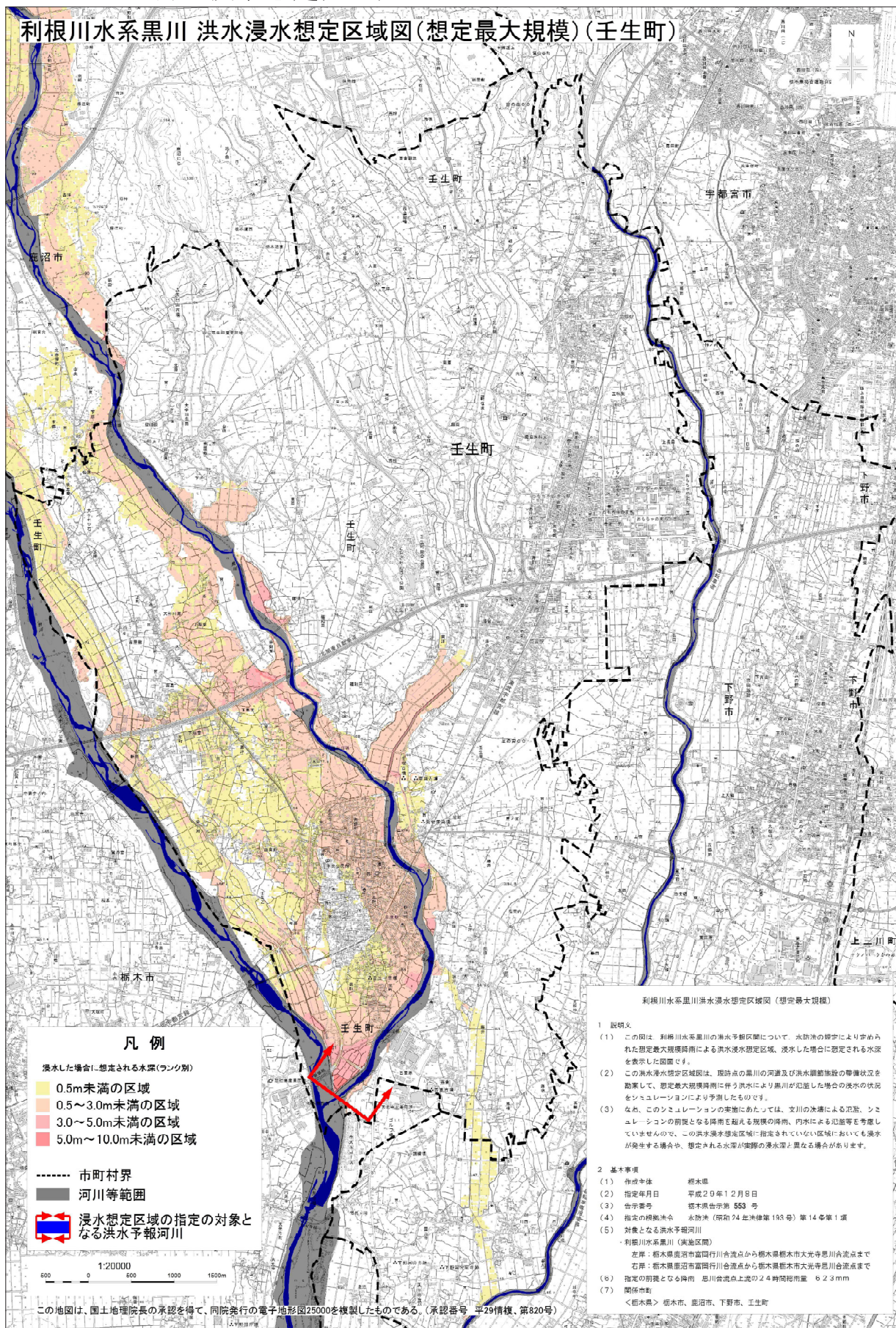
(令和4年10月1日現在)

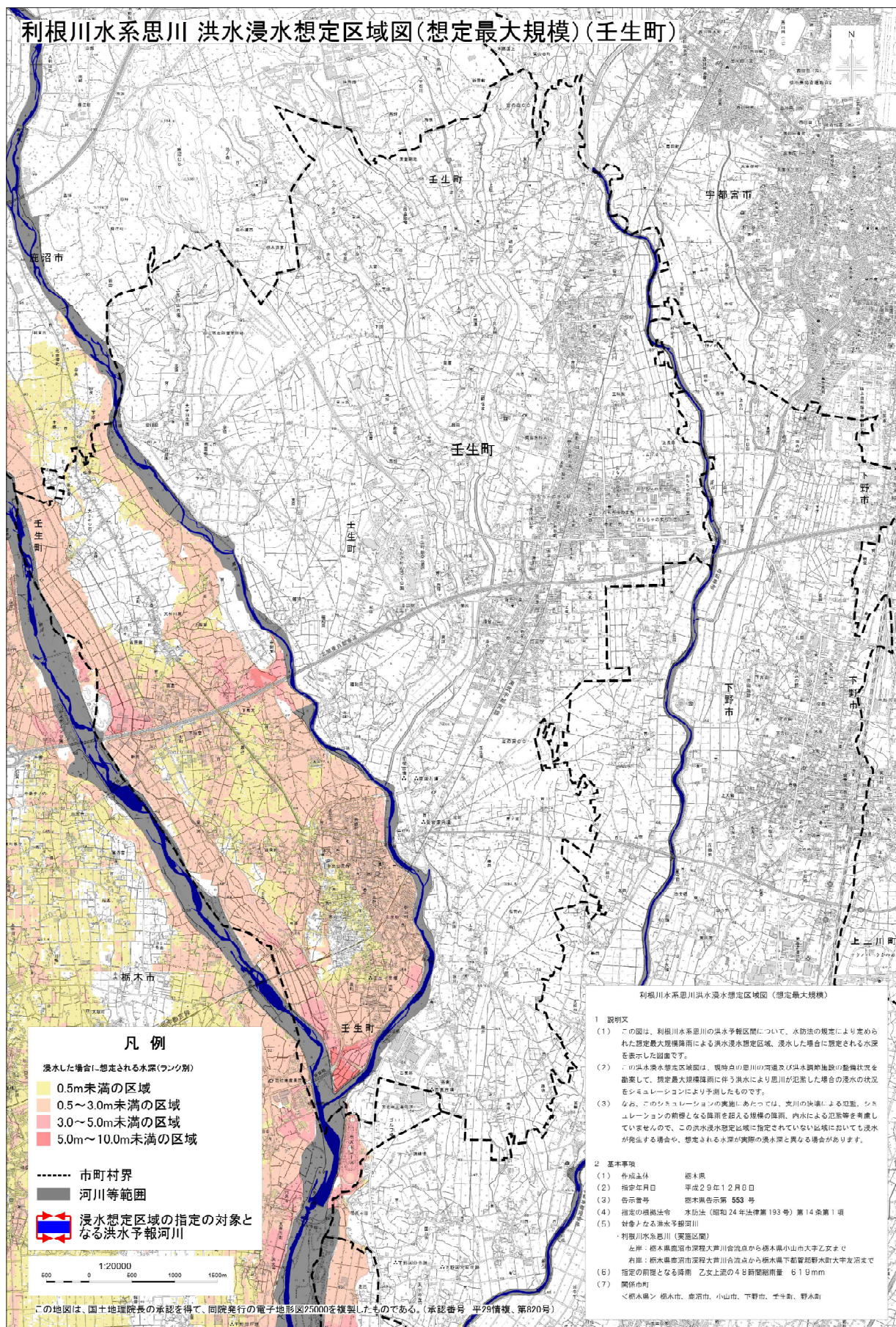
No.	名 称	数 量	No.	名 称	数 量
1	土のう袋	2,800枚	10	発電機	3台
2	掛矢	25丁	11	番線カッター	10丁
3	ブルーシート	50枚	12	なた	3丁
4	鉄杭	200本	13	両刃ノコギリ	5丁
5	ツルはし	10丁	14	金槌	3丁
6	ハンマー	5丁	15	S P パイル	600本
7	エンピ	25丁	16	ビニールロープ14mm	9巻
8	スコップ	30丁	17	ビニールロープ6mm	5巻
9	水中ポンプ	3台	18	鉄線	75kg

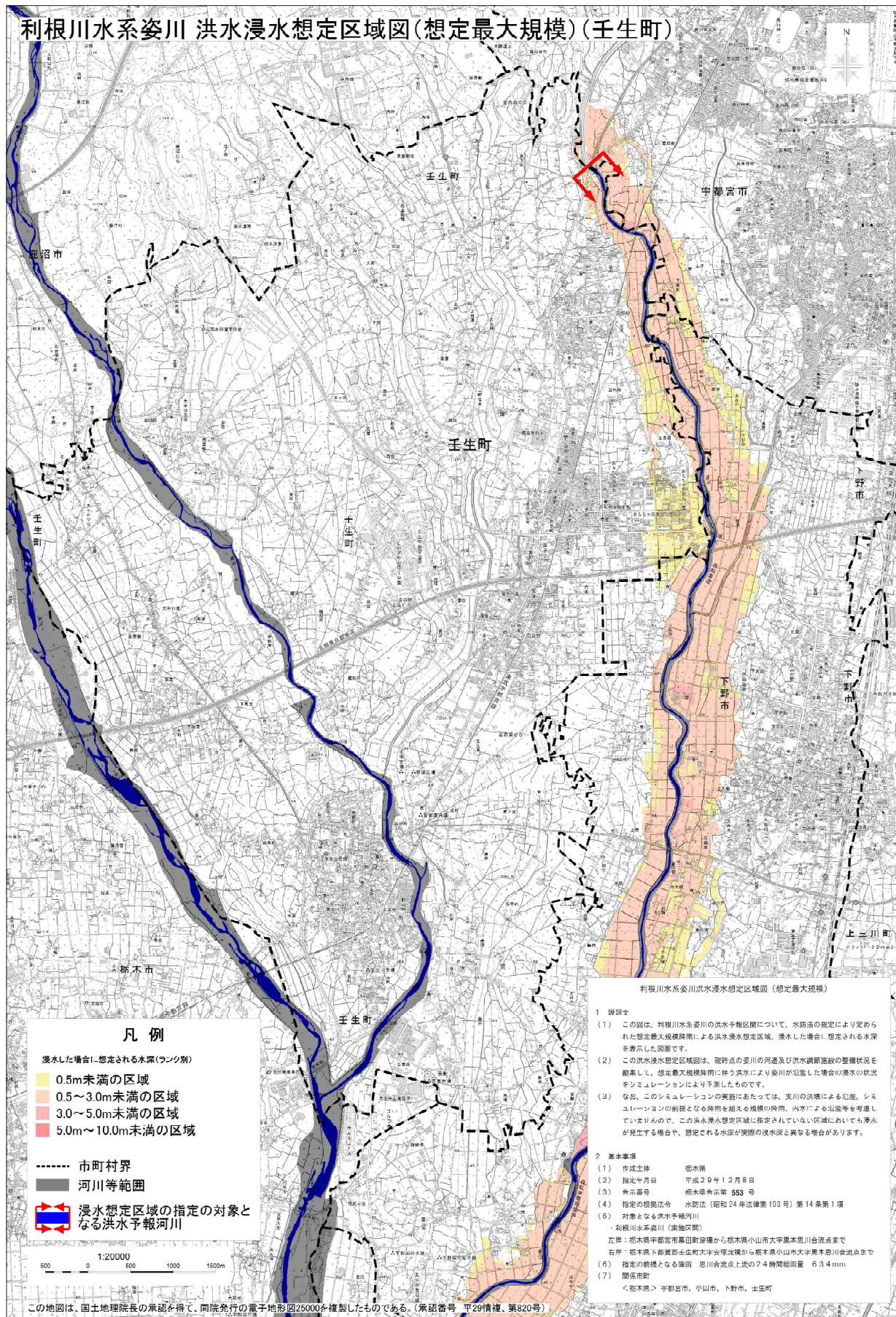
4-6 河川浸水想定区域要援護者施設

番号	施 設 名 称	所 在 地	電話番号	備 考
1	壬生町立とおりまち保育園	通町16-9	82-0330	黒 川
2	壬生寺保育園	大師町11-16	82-0811	〃
3	石崎眼科	通町7-18	81-0112	〃
4	小倉医院	通町10-5	82-0057	〃
5	木村産婦人科医院	壬生甲2349	82-6136	〃
6	田辺耳鼻咽喉科医院	通町18-48	82-7711	〃
7	長島整形外科	中央町6-6	82-0277	〃
8	早川医院	中央町1-29	82-0210	〃
9	前原医院	中央町3-21	82-0141	〃
10	松本内科医院	中央町6-37	82-2002	〃
11	デイサービスセンター元気	壬生甲2342-3	82-9930	〃
12	グループホーム元気	壬生甲2224-1	28-6118	〃
13	ショートステイ みぶの杜	上稲葉1205-1	82-0077	〃

4-7 河川浸水想定区域図







5 輸送に関する資料

5-1 飛行場外・緊急離着陸場

1 飛行場外離着陸場

名称	所在地	電話番号	管理者	備考
壬生町総合公園	壬生町大字国谷783-1	0282-81-1806	町長	
獨協医科大学病院	壬生町大字北小林880	0282-87-2184	病院長	

2 緊急離着陸場

名称	所在地	電話番号	管理者	摘要
南犬飼中学校	壬生町大字北小林743	0282-86-0134	学校長	北側校舎、中・小型
壬生中学校	壬生町大字壬生甲2770	0282-82-6690	学校長	東側に校舎、北側に民家あり
東雲公園多目的広場	壬生町大字壬生甲600	公園緑地係 0282-86-7117 ふれあい交流館 0282-82-8818	壬生町長	東側に民家、南に線路・施設あり

5-2 物資集積拠点

名称	所在地	電話番号
壬生中学校 ※洪水時は使用不可	壬生町大字壬生甲2770	0282-82-6690
南犬飼中学校	壬生町大字北小林743	0282-86-0134

5-3 広域物流拠点

名称	所在地	電話番号
道の駅みぶ	壬生町大字国谷1870-2	0282-82-3591

6 避難収容に関する資料

6-1 避難所

※ 洪水時には、「6-2 洪水時の避難所」を参照すること。

No.	名 称	所 在 地	電話番号 (FAX)	収容対象地区	収容可能 人員(人)	施設面積 (㎡)		建築年度	備考
						総面積	延床面積		
1	壬生小学校	本丸二丁目3-7	82-0049 (82-0121)	下表町、中表町、下横町、今井、上表町、東下台、下台団地、城東町、栄町	4,663	11,237	10,736	(校舎) H1.3 (文武館) S51.2 (新体育館) H3.3	
2	壬生中央公民館 城址公園	本丸一丁目8	82-0108 (82-0042)	仲通町、上通町、駅東、県営壬生住宅、城内、城南、舟町	2,234	22,819	4,469	S60.9	
3	藤井小学校	大字藤井1267	82-0102 (82-4684)	馬場、原宿、田向稻荷内、上坪、前宿坪、台坪	1,567	8,627	3,212	(校舎) S60.3 (体育館) S54.3	
4	壬生中学校	大字壬生甲2770	82-6690 (82-2048)	万町、上新町、下馬木、西高野、釜ヶ淵、福和田	5,909	50,533	11,310	(校舎) S55.12 (体育館) S56.12	★
5	総合運動場	大字壬生甲3828	82-2345 (82-2706)	三好町、旭町、星の宮、六美町南部、六美町中央、車塚	1,686	63,795	3,372	S56以前	
6	壬生東小学校	落合三丁目5-21	82-0079 (81-1384)	至宝町北、至宝町南、ひばりヶ丘、落合	2,979	12,128	6,135	(校舎) S62.8 (体育館) S53.3	
7	稲葉小学校	大字上稲葉881	82-1004 (82-1572)	下町、上町、本郷、松原	2,110	18,511	4,384	(校舎) S43.3 (体育館) S53.3	☆
8	稲葉地区公民館	大字上稲葉932	82-7374	原坪、鹿島、下馬木	312		625	S63	
9	羽生田小学校	大字羽生田2139-1	82-1022 (82-8410)	西部、中央、北原、台宿、下坪	1,541	14,142	3,182	(校舎) S60.2 (体育館) S54.3	
10	睦小学校	大字壬生丁230-1	82-4824 (82-4954)	六美町北部、緑町一丁目～緑町四丁目、幸町一丁目～幸町四丁目、いずみ、おもちゃのまち、若草	2,495	19,510	5,103	(校舎) H7.12 (体育館) S56.2	

No.	名 称	所 在 地	電話番号 (F A X)	収容対象地区	収容可能 人員 (人)	施設面積 (㎡)		建築年度	備 考
						総面積	延床面積		
11	南犬飼中学校	大字北小林743	86-0134 (85-1205)	北小林、獨協医大職員寮、あ げぼの、虹の杜	6,046	34,205	12,465	(校 舎) S 59.1 (体育館) S 62.3	★
12	南犬飼地区公民館 (つばめを含む)	大字安塚1179	86-0031	上長田、安塚南部	1,249	4,748	2,499	S 57	
13	安塚小学校	大字安塚2078	86-0034 (86-0042)	安塚一、安塚二、安塚三、安 塚中央	2,369	24,587	3,833	(校 舎) S 59.3 (体育館) S 54.3	☆
14	壬生北小学校	大字北小林190	86-0064 (86-1058)	上田、中泉、助谷、助谷原	1,901	23,933	2,784	(校 舎) S 63.3 (体育館) S 54.3	
15	総合公園 (おもちゃ博物館を 含む)	大字国谷783-1	86-7117 (86-7112)	国谷中央、国谷新田、国谷本 田、東原、鯉沼、国谷南	2,825	174,125	5,650	(グラウンド) H 2.1 (管 理 棟) H 12.3 (ログハウス) H 6.3 (博 物 館) H 7.4	▲
16	嘉陽が丘ふれあい広 場	大字上稲葉1056-8	82-1014	災害等による要援護者	676	18,303	1,353	(宿泊施設) S 63 (体 育 館) S 46.2	
17	ふれあい交流館	大字壬生甲604-6	82-8818	災害等による要援護者	275	200,000	550	H 12.1	▲

※収容人員は、1人当たり2㎡として計算。

※屋外広場＝総面積－建物面積
(公簿面積)

※体育館＝大ホールだけとする。

※★はメインヘリポート

※☆はその他のヘリポート

※▲は飛行場外離着陸場（総合公園、獨協医科大学、東雲公園南 多目的広場）

※昭和56年以前の建物は平成20年～平成26年にかけて耐震補強工事済み

6-2 洪水時の避難所

No.	名 称	所 在 地	電話番号 (FAX)	収容対象地区	収容可能 人員(人)	施設面積 (㎡)		建築年度	備考
						総面積	延床面積		
1	壬生小学校	本丸二丁目3-7	82-0049 (82-0121)	下表町、中表町、下横町、今井、上表町、東下台、下台団地、城東町、栄町	4,663	11,237	10,736	(校舎) H1.3 (文武館) S51.2 (新体育館) H3.3	
2	壬生中央公民館 城址公園	本丸一丁目8	82-0108 (82-0042)	仲通町、上通町、駅東、県営壬生住宅、城内、城南、舟町、万町、上新町、下馬木、西高野、釜ヶ淵	2,234	22,819	4,469	S60.9	
3	藤井小学校	大字藤井1267	82-0102 (82-4684)	馬場、原宿、田向稻荷内、上坪、前宿坪、台坪	1,567	8,627	3,212	(校舎) S60.3 (体育館) S54.3	
4	欠番 壬生中学校は使用不可								
5	総合運動場	大字壬生甲3828	82-2345 (82-2706)	三好町、旭町、星の宮、六美町南部、六美町中央、車塚、福和田	1,686	63,795	3,372	S56以前	
6	壬生東小学校	落合三丁目5-21	82-0079 (81-1384)	至宝町北、至宝町南、ひばりヶ丘、落合	2,979	12,128	6,135	(校舎) S62.8 (体育館) S53.3	
7	稲葉小学校	大字上稲葉881	82-1004 (82-1572)	下町、上町、本郷、松原	2,110	18,511	4,384	(校舎) S43.3 (体育館) S53.3	☆
8	稲葉地区公民館	大字上稲葉932	82-7374	原坪、鹿島、下馬木	312		625	S63	
9	羽生田小学校	大字羽生田2139-1	82-1022 (82-8410)	西部、中央、北原、台宿、下坪	1,541	14,142	3,182	(校舎) S60.2 (体育館) S54.3	
10	睦小学校	大字壬生丁230-1	82-4824 (82-4954)	六美町北部、緑町一丁目～緑町四丁目、幸町一丁目～幸町四丁目、いずみ、おもちゃのまち、若草	2,495	19,510	5,103	(校舎) H7.12 (体育館) S56.2	

No.	名 称	所 在 地	電話番号 (F A X)	収容対象地区	収容可能 人員 (人)	施設面積 (㎡)		建築年度	備 考
						総面積	延床面積		
11	南犬飼中学校	大字北小林743	86-0134 (85-1205)	北小林、獨協医大職員寮、あ げぼの、虹の杜	6,046	34,205	12,465	(校 舎) S 59.1 (体育館) S 62.3	★
12	南犬飼地区公民館 勤労青少年ホーム (つばめを含む)	大字安塚1179	86-0031	上長田、安塚南部	1,249	4,748	2,499	S 58	
13	安塚小学校	大字安塚2078	86-0034 (86-0042)	安塚一、安塚二、安塚三、安 塚中央	2,369	24,587	3,833	(校 舎) S 59.3 (体育館) S 54.3	☆
14	壬生北小学校	大字北小林190	86-0064 (86-1058)	上田、中泉、助谷、助谷原	1,901	23,933	2,784	(校 舎) S 63.3 (体育館) S 54.3	
15	総合公園 (おもちゃ博物館を 含む)	大字国谷783-1	86-7117 (86-7112)	国谷中央、国谷新田、国谷本 田、東原、鯉沼、国谷南	2,825	174,125	5,650	(グラウンド) H2.1 (管 理 棟) H12.3 (ログハウス) H6.3 (博 物 館) H7.4	▲
16	嘉陽が丘 ふれあい広場	大字上稲葉1056-8	82-1014	災害等による要援護者	676	18,303	1,353	(宿泊施設) S 63 (体 育 館) S 46.2	
17	ふれあい交流館	大字壬生甲604-6	82-8818	災害等による要援護者	275	200,000	550	H12.1	▲

※収容人員は、1人当たり2㎡として計算。

※屋外広場＝総面積－建物面積
(公簿面積)

※体育館＝大ホールだけとする。

※★はメインヘリポート

※☆はその他のヘリポート

※▲は飛行場外離着陸場(総合公園、獨協医科大学、東雲公園南 多目的広場)

※昭和56年以前の建物は平成20年～平成26年にかけて耐震補強工事済み

避難所位置図



6-3 福祉避難所

番号	施設名称	所在地	収容対象地区	電話番号
1	保健福祉センター	壬生甲3843-1	要配慮者	81-1400
2	特別養護老人ホームしもつけ荘	北小林812	要配慮者	86-0177
3	グループホーム元気	壬生甲2224-1	要配慮者	28-6118
4	社会福祉法人せせらぎ会	安塚2032	要配慮者	86-0059

6-4 要配慮者関連施設

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	壬生町立とおりまち保育園	通町16-9	82-0330
2	壬生寺保育園	大師町11-16	82-0811
3	壬生寺第二保育園	北小林468	21-7858
4	ありんこ保育園	壬生丁75-14	82-3137
5	メリーランド保育園	下稲葉343-1	82-5921
6	森の子保育園	安塚39-1	85-0301
7	ステラ獨協前保育園	北小林1075-12	85-1010
8	認定こども園 やすづか幼稚園	安塚1641-1	86-1009
9	たちばな幼稚園	上田1002-3	86-0006
10	認定こども園 くにや幼稚園	国谷840-1	82-1200
11	幼稚園型認定こども園おもちゃのまち幼稚園	安塚753-2	86-5551
12	壬生町就労支援施設むつみの森	壬生丁232-3	82-6174
13	子ども発達支援センタードリームキッズ	壬生丁232-3	81-0235
14	社会福祉法人せせらぎ会	安塚2032	86-0059
15	老人保健施設みなと荘	北小林815	86-3710
16	特別養護老人ホームしもつけ荘	北小林812	86-0177
17	認知症老人グループホームうらら	北小林812-1	86-8600
18	デイサービスセンター元気	壬生甲2342-3	82-9930
19	グループホーム元気	壬生甲2224-1	28-6118
20	おもちゃのまちえがお	安塚3344-10	81-2345
21	デイホーム えがお	藤井1672-4	81-0517
22	のぞみ会	壬生丁145-10	82-7204

23	(有)あゆむ	壬生丁232-1	82-2886
24	みぶケアーズ	安塚888	85-0560
25	おもちゃのまち機能訓練デイサービスホーム	安塚733-3	85-4888
26	グループホームふれんど壬生	壬生甲591-2	21-7123
27	グループホームふれんど東雲	壬生甲591-5	25-7055
28	デイサービス にこにこ家族	緑町1-10-10	51-1717
29	特別養護老人ホームみぶ例幣使	壬生甲2620	81-2800
30	(株)シルバーライフネットワーク サンフレ ンズ壬生	通町5-1	81-2230
31	(有)はっぴーらいふ	壬生甲3745-2	81-2622
32	デイサービス 楽笑	至宝3-9-3	28-6285
33	ショートステイみぶの杜	上稲葉1205-1	82-0077
34	あいケアステーション壬生	壬生乙2416-2	25-6077
35	ふるさとホーム壬生	中央町6-26	81-2282
36	グランセーロ恵喜	本丸2-22-5	81-0877
37	ニチイケアセンター本丸	本丸2-4-12	21-7913
38	あいケアステーションワザリハ	中央町11-24	25-7516
39	とちぎ訪問看護ステーションみぶ	落合1-18-12	82-7262
40	訪問看護ステーションこころ	本丸1-10-68	21-7535
41	訪問看護ステーションナーシングプレイス時 の緑	あけぼの町6-13	25-7117
42	訪問看護ステーションひだまり壬生事業所	表町9-8	080-4205-6074
43	壬生南地区包括支援センター	壬生甲2342-3	82-2119
44	壬生北地区包括支援センター	北小林815	86-3579
45	森の子保育園 おひさま	おもちゃのまち2-12-11	85-0301
46	デイサービス 元町	元町6-33	81-2300
47	デイサービス にこにこ家族おとなり	緑町1-10-9	51-1717
48	特別養護老人ホームあいケアステーション六 美	壬生丁92-22	82-9222
49	さくら福祉サービスみぶ営業所	緑町1-19-5	28-7603
50	ワンライン おもちゃのまち	緑町1-15-1	51-6001
51	社会福祉法人 パステル	藤井1196	54-1387
52	ユーファーム 国谷駅東	壬生丁81-1	21-8655
53	ジニアス	本丸1-7-28	51-2898

7 医療救護に関する資料

7-1 医療機関

壬生町管内

(令和4年10月1日現在)

番号	名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号
	病 院			
1	獨協医科大学病院	内、精、神、呼、消、循、ア、小、外、整外、心外、小外、脳外、皮、泌、産婦、眼、耳、気、リハ、放、麻、歯口、形外、呼外、血内、美外	壬生町北小林880	86-1111
	診 療 所			
1	荒川内科クリニック	内、循、消	壬生町安塚1184-10	86-0501
2	石崎眼科	眼科	〃 通町7-18	81-0112
3	石田消化器科内科クリニック	内、消、小	〃 壬生丁259-7	82-7877
4	大久保クリニック	麻酔、リハ、内	〃 落合3-4-7	81-0880
5	大橋内科クリニック	内、呼、胃、循、小、ア、皮	〃 福和田1003-1	82-8522
6	小倉医院	内、小	〃 通町10-5	82-0057
7	おもちゃのまち内科クリニック	内、呼、消、循	〃 幸町2-11-2	86-1517
8	かとう小児科	内、小	〃 落合3-7-30	82-7576
9	木村産婦人科医院	婦、内	〃 壬生甲2349	82-6136
10	クララクリニック	産、婦	〃 壬生甲3312-1	83-1311
11	グリーンクリニック	内、ア、呼、循	〃 緑町3-9-15	86-3966
12	佐藤医院	内、小	〃 安塚1944-1	86-0123
13	島田医院	内、胃、外	〃 安塚2008-1	86-0011
14	しろやま眼科	眼	〃 おもちゃのまち1-9-13	86-3271

15	陣内医院	内、胃、小、リハ、放	壬生町本丸1-7-10	82-0242
16	高橋とおるクリニック	消、胃、外、内、肛	〃 寿町5-3	25-5881
17	武田整形外科	内、神、整外、形外、皮、リハ	〃 幸町1-15-4	86-1573
18	多島外科胃腸科	胃、循、外、皮、肛、放	〃 壬生甲3072-1	82-7500
19	田辺耳鼻咽喉科医院	耳	〃 通町18-48	82-7711
20	とうかいりん整形外科	内、神、外、整外、リハ、放	〃 あけぼの町5-10	86-3148
21	特別養護老人ホームしもつけ荘医務室	内、循	〃 北小林812	86-0177
22	長島整形外科	リ、小、整外、皮、リハ	〃 中央町6-6	82-0277
23	にしやま内科クリニック	内、放	〃 安塚765-15	86-6000
24	はしもとクリニック	内、循、ア	〃 駅東町5-6	21-7300
25	馬場耳鼻咽喉科医院	耳	〃 おもちやのまち1-8-19	86-2089
26	福井セントラルクリニック	内、小、皮、リハ	〃 おもちやのまち2-4-8	86-4027
27	前原医院	内、消、小	〃 中央町3-21	82-0141
28	松本内科医院	内、呼、消、循、小、放	〃 中央町6-37	82-2002
29	壬生東診療所	麻、内	〃 藤井1285-14	82-5800
30	小林内科クリニック	循、循内、腎内、人内	〃 安塚793-1	86-8039
31	古川麻酔科クリニック	麻	〃 幸町3-32-2	86-3960
32	あかりこどもクリニック	小、ア	〃 大師町38-4	81-0001
33	早川医院	整、リハ、内、放	〃 中央町1-29	82-0210

8 給水に関する資料

8-1 給水用機械保有状況

(令和4年10月1日現在)

市町村名	水道事務所 所在地	電話番号	給水車	給水タンク	ポリタンク・袋	その他
壬生町	壬生町大字壬生甲 3841-1	0282(82)2260	—	1.0m ³ ×1基 0.5m ³ ×4基	ポリタンク 20L×110個 給水袋 10L用×64枚 6L用×991枚 5L用×40枚	

9 清掃に関する資料

9-1 ごみ焼却施設

(令和4年10月1日現在)

施設名	所在地	建設年度	規模	施設数	処理方式	排煙処理施設
清掃センター焼却施設	壬生町大字羽生田 1350-3	9～10	70 (35×2)	1	准連	バグフィルター

9-2 し尿処理施設

(令和4年10月1日現在)

施設名	所在地	建設年度	規模 (kl/日)	施設数	処理方式 (高度処理設備)
クリーンセンター	壬生町大字壬生甲 1955-3	63～1	36	1	高負荷 (凝集沈殿、オゾン酸化、砂ろ過、活性炭吸着)

9-3 埋立処分地施設

名称	所在地	規模
環境センター	壬生町大字下稲葉2585番地1	42,500m ³

9-4 ごみ収集運搬車所有状況

(令和4年10月1日現在)

1 直 営

収 集 車		運 搬 車		車 両 計	
台 数	積載量 (t)	台 数	積載量 (t)	台 数	積載量 (t)
2	8	1	2	3	10

2 委託事業

収 集 車		運 搬 車		車 両 計	
台 数	積載量 (t)	台 数	積載量 (t)	台 数	積載量 (t)
9	34	0	0	9	34

3 許可業務

収 集 車		運 搬 車		車 両 計	
台 数	積載量 (t)	台 数	積載量 (t)	台 数	積載量 (t)
218	780	0	0	218	780

9-5 し尿収集運搬車所有状況

(令和4年10月1日現在)

許可業務

収 集 車		運 搬 車		車 両 計	
台 数	積載量 (t)	台 数	積載量 (t)	台 数	積載量 (t)
16	70	0	0	16	70

10 文教に関する資料

10-1 文化財の現況

○国指定

No.	名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所有者・管理者
1	茶 臼 山 古 墳	1 基	昭和33年6月28日	羽生田1478	寺内晴一他
2	愛 宕 塚 古 墳	1 基	大正15年2月24日	壬生甲3278	愛 宕 神 社
3	車 塚 古 墳	1 基	大正15年2月24日	壬生甲3153	壬 生 町 他
4	牛 塚 古 墳	1 基	大正15年2月24日	壬生甲3068	壬 生 町
5	吾 妻 古 墳	1 基	昭和45年7月22日	藤井1051・栃木市	太 田 茂
6	壬 生 一 里 塚	1 基	昭和3年3月24日	表町	壬 生 町

○県指定

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者・管理者
1	富 士 山 古 墳	1 基	昭和32年8月27日	羽生田921	外 山 登
2	亀 塚 古 墳	1 基	昭和32年8月30日	安塚1772	磐裂根裂神社
3	長 塚 古 墳	1 基	昭和32年8月27日	羽生田2237-1	石 川 説 男
4	古 瀬 戸 瓶 子	1 口	昭和60年1月18日	上田971	高 松 福 一
5	金銅阿弥陀如来立像	1 躰	昭和41年2月8日	安塚1944	佐 藤 恵 子
6	紙本墨画幽篁読書図	1 幅	昭和37年4月24日	安塚1944	佐 藤 恵 子
7	壬生寺の大イチョウ	1 本	昭和54年8月28日	大師町11-17	壬 生 寺
8	雄琴神社銅製鳥居	1 基	平成元年8月25日	通町18-58	雄 琴 神 社
9	吾妻古墳の石室部材	2 個	平成26年1月31日	本丸一丁目8-33	壬 生 町

○町指定

No.	名 称	種 類	指定年月日	所 在 地	所有者・管理者
1	鳥居家累代の墓		昭和57年1月20日	本丸一丁目1-30	常 楽 寺
2	壬生家歴代の墓		昭和57年1月20日	本丸一丁目1-30	常 楽 寺
3	稲 葉 一 里 塚	1 基	昭和57年1月20日	上稲葉	壬 生 町
4	壬生城東郭櫓台跡		昭和64年1月1日	中央町1347-41	壬 生 町
5	興生寺の大カヤ		昭和46年3月1日	本丸二丁目15-31	興 生 寺
6	上 田 の 五 輪 塔	考 古	昭和58年2月1日	上田971	高 松 福 一
7	朝比奈の五輪塔	考 古	昭和62年3月3日	上田	小 林 茂
8	中泉出土子持勾玉	考 古	昭和64年1月1日	本丸一丁目8-33	壬 生 町

9	平出雪耕筆道釈画	絵画	昭和64年1月1日	本丸一丁目8-33	壬生町
10	刀銘・義規作	工芸	昭和64年1月1日	本丸一丁目8-33	壬生町
11	表町・通町 明細帳	書籍	昭和62年3月3日	本丸一丁目8-33	壬生町
12	薬師瑠璃光如来 日光・月光菩薩 十二神将	彫刻	昭和50年9月8日	北小林87-1	小林寺
13	北小林太々神楽	無形 民俗	昭和51年9月27日	北小林	北小林太々神楽 保存会
14	国谷太々神楽	〃	昭和51年9月27日	国谷	国谷太々神楽 保存会
15	藤井千瓢音頭	〃	昭和51年9月27日	藤井	藤井千瓢音頭 保存会
16	北小林五段ばやし	〃	昭和51年9月27日	北小林	北小林五段囃子 保存会
17	安塚五段ばやし	〃	昭和51年9月27日	安塚	安塚五段囃子 保存会
18	藤井五段ばやし	〃	昭和51年9月27日	藤井	藤井五段囃子 保存会
19	西高野 五段ばやし	〃	昭和51年9月27日	壬生	西高野五段囃子 保存会
20	国谷五段ばやし	〃	昭和51年9月27日	国谷	国谷五段囃子 保存会
21	助谷五段ばやし	〃	昭和51年9月27日	助谷	助谷五段囃子 保存会
22	中泉五段ばやし	〃	昭和51年9月27日	中泉	中泉五段囃子 保存会
23	鯉沼五段ばやし	〃	昭和51年9月27日	福和田	鯉沼五段囃子 保存会
24	下馬木五段ばやし	〃	昭和51年9月27日	壬生	下馬木五段囃子 保存会
25	上田五段ばやし	〃	昭和51年9月27日	上田	上田五段囃子 保存会
26	壬生寺「大師堂」	建造物	平成3年1月1日	大師町11-17	壬生寺
27	雄琴神社「本殿・拝 殿・随神門」	建造物	平成3年1月1日	通町18-58	雄琴神社
28	石崎家「母屋・長屋 門・土蔵」	建造物	平成3年1月1日	通町8-15	石崎道治
29	松本家 「宮殿（大神宮）」	工芸品	平成3年1月1日	中央町6-37	松本幸三

30	羽生田城堀及び土塁址	史跡	平成5年7月1日	羽生田2138-1	落合昭子
31	人見城民作「木彫・彩漆額「嫦娥」	彫刻	平成5年7月1日	本丸一丁目8-33	舟町神明宮
32	条川祐景筆 冬景訪友図	絵画	平成5年7月1日	本丸一丁目8-33	壬生町
33	条川祐景筆 夏山涼遊図	絵画	平成5年7月1日	本丸一丁目8-33	壬生町
34	国谷出土子持勾玉	考古	平成5年7月1日	国谷996-1	高山英雄
35	福和田五段ばやし	無形民俗	平成8年4月23日	福和田	福和田五段囃子保存会
36	歓喜院楼門	建造物	平成8年4月23日	羽生田2169	歓喜院
37	解体正図	歴史	平成8年4月23日	本丸一丁目8-33	壬生町
38	斎藤家一族の墓	史跡	平成8年4月23日	本丸一丁目1-30	常楽寺
39	七ッ石大杉囃子	無形民俗	平成16年7月12日	七ッ石	七ッ石大杉囃子保存会
40	不動院の天棚	有形民俗	平成15年3月18日	上田311	不動院
41	小林寺の天棚	有形民俗	平成15年3月18日	北小林87-1	小林寺
42	助谷の天棚	有形民俗	平成15年3月18日	助谷397	助谷自治会
43	十二神将像	彫刻	平成18年4月28日	本丸二丁目15-31	興生寺
44	スペンサー銃	歴史	平成21年7月27日	中央町6-37	松本幸三
45	壬生領史略	書籍	平成21年7月27日	本丸一丁目8-33	多賀谷茂
46	桃花原古墳	史跡	令和4年3月1日	羽生田字北原1522・1523	篠原八重神長祝子
47	亀の子塚古墳	史跡	令和4年3月1日	羽生田字北原1530-3	篠原正道

○国登録文化財

No.	物件名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
1	松本家主屋	1棟	平成25年6月21日	中央町340	松本民子
2	松本家文庫蔵	1棟	平成25年6月21日	中央町1319-16	松本幸三
3	松本家穀蔵	1棟	平成25年6月21日	中央町1319-15	松本民子
4	松本家居住蔵	1棟	平成25年6月21日	中央町1319-15	松本民子
5	松本家表門（袖壁つき）	1棟	平成25年6月21日	中央町1319-15	松本幸三 松本民子
6	松本家裏門・塀	1棟	平成25年6月21日	中央町340	松本民子

11 その他の資料

11-1 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- 2 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- 4 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- 5 この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない。						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				

4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。

6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

11-2 即報基準一覧

○報告すべき火災・災害等を覚知したとき直ちに第1報を報告（判断に迷う場合は報告）⇒できるだけ早く、分かる範囲で構わない。

以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告。

○直接即報基準（囲みの項目）にあてはまる火災・災害等を覚知したときは、県に対してだけでなく、消防庁に対しても直接第1報報告。

（要請があったときは以降も引き続き報告）

<p>1 火災発生（おそれ含む）</p>	<p>① 一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死者3人以上発生 <input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計10人以上発生 <p>② 個別基準</p> <p>A 建物火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特定防火対象物で死者発生 <ul style="list-style-type: none"> 例：劇場、<u>映画館</u>、<u>公会堂</u>又は<u>集会場</u>、<u>キャバレー</u>、<u>飲食店</u>、<u>百貨店</u>、<u>旅館</u>、<u>ホテル</u>、<u>病院</u>、<u>福祉施設</u>、<u>幼稚園</u>、<u>障がい者施設</u>等 <input type="checkbox"/> 11階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難 <input type="checkbox"/> 国指定重要文化財又は特定違反對象物 <input type="checkbox"/> 建物焼損延べ面積3,000㎡以上（推定） <input type="checkbox"/> 損害額1億円以上（推定） <input type="checkbox"/> 公の施設（官公署、学校、県営住宅等） <p>B 林野火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 焼損面積10ha以上（推定） <input type="checkbox"/> 空中消火要請（栃木県防災ヘリ「おおり」等要請） <input type="checkbox"/> 住家等へ延焼するおそれがある等社会的影響度高 <input type="checkbox"/> 送電線・配電線が近距離 <p>C 交通機関の火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>航空機</u> <input type="checkbox"/> <u>社会的影響度が高い船舶</u> <input type="checkbox"/> <u>トンネル内の車両</u> <input type="checkbox"/> <u>列車</u> <p>D その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特殊な原因、様態等消防上特に参考となるもの（例：消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災） <p>③ 社会的影響基準</p> <p>①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高</p>
----------------------	---

<p>2 特定の事故発生（おそれ含む）</p>	<p>① 一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死者3人以上発生 <input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計10人以上発生 <p>② 個別基準</p> <p>A 危険物等（危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死者（交通事故を除く）又は行方不明者発生 <input type="checkbox"/> 負傷者5名以上発生 <input type="checkbox"/> 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生 <input type="checkbox"/> 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響有 <input type="checkbox"/> 500k1以上のタンクの火災、爆発又は漏洩 <input type="checkbox"/> 湖沼、河川への流出 <input type="checkbox"/> 施設からの危険物等の漏洩事故で次に該当 <ul style="list-style-type: none"> ▽ 湖沼・河川へ流出し、防除・回収等が必要 ▽ 500k1以上のタンクからの漏洩等 <input type="checkbox"/> 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故で次に該当 <ul style="list-style-type: none"> ▽ 火災 ▽ 漏洩 ▽ 漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要 <p>B 原子力災害等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生 <input type="checkbox"/> 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩 <p>C その他特定の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 可燃性ガス等の爆発、漏洩等社会的影響度高 <p>③ 社会的影響基準</p> <p>①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高</p>
-------------------------	---

<p>3 救急・救助事故発生（おそれ含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死者5人以上の救急事故 <input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計15人以上の救急事故 <input type="checkbox"/> 要救助者5人以上の救助事故 <input type="checkbox"/> 覚知から救助完了までの所用時間5時間以上の救助事故 <input type="checkbox"/> その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 <p>例・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バスの転落による救急・救助事故 ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ▽ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ▽ バスの転落等による救急・救助事故 ▽ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ▽ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ▽ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度高 <input type="checkbox"/> 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害 <input type="checkbox"/> 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又はそれが発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態
---------------------------	--

4 災害発生（おそれ含む）	<p>① 一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害救助法の適用基準に合致 <input type="checkbox"/> 市町村が災害対策本部設置 <input type="checkbox"/> 2市町村以上にまたがるもので1の市町村における被害は軽微であっても、県域で見た場合に大被害発生（例：台風・豪雨・豪雪） <p>② 個別基準</p> <p>A 地震</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 当該市町村の区域内で震度4以上 (震度5強以上) を記録した地震（被害の有無を問わず） <p>B 風水害</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 崖崩れ、地すべり、土石流等による<u>※人的・住家被害</u> <input type="checkbox"/> 河川の溢水、破堤等による<u>※人的・住家被害</u> <input type="checkbox"/> 台風・豪雨による<u>※人的・住家被害</u> <input type="checkbox"/> 突風、竜巻等による<u>※人的・住家被害</u> <input type="checkbox"/> 死者又は行方不明者の発生 <p>C 雪害</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 雪崩等による<u>※人的・住家被害</u> <input type="checkbox"/> 道路の凍結又は雪崩等による孤立集落発生 <p>D 火山災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 臨時火山情報発表後、登山規制又は通行規制等実施 <input type="checkbox"/> 火山の噴火による<u>※人的・住家被害</u> <input type="checkbox"/> 死者又は行方不明者の発生 <p>③ 社会的影響基準</p> <p>①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高</p>
---------------	--

※人的被害＝死者、負傷者、行方不明

住家被害＝全壊、半壊、一部損壊（ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く）、床上浸水、床下浸水等

11-3 過去の災害履歴

西暦年	年 月 日	原 因 (地 域)	概 要
1959	昭和34. 8. 9	台 風	台風第6号 小倉川流域 鹿島家中渡し 上100m 午後4時～7時 縄6玉 俵110使用
	昭和34. 8. 13	水 害	水害 黒川流域 羽生田1丁田 70m 午後11時 俵200俵 杭80本 縄5玉 針金43kg
	昭和34. 8. 14	台 風	台風第7号 小倉川流域家中渡他200m 午後3時 俵200俵 針金74kg 縄4玉 杭100本
1960	昭和35. 8. 13～14	台 風	台風第6, 7号 黒川 羽生田1丁田堤 防決壊100m 空俵369 小倉川電橋上150m 5反田80m
	昭和35. 8. 22	台 風	台風第11号 黒川 羽生田1丁田堤防決 壊100m 空俵40俵
	昭和35. 8. 27	台 風	台風第14号 黒川 羽生田1丁田堤防決 壊100m 空俵60俵
1966	昭和41. 9. 25～26	台 風	台風第26号 小倉川 黒川流域全域450 m 俵500俵 杭木200本 竹20束 縄10玉 鉄線1,000kg
1970	昭和45. 1. 31～2. 1	低 気 圧 強 風 雨 (全 域)	
1971	昭和46. 8. 31～9. 1	台 風 (全 域)	台風第23号
1972	昭和47. 9. 16～17	台 風 (全 域)	台風第20号
1974	昭和49. 8. 26～9. 9	台 風 及 び 豪 雨 (全 域)	台風第14号 (8. 25～26) 台風第16号 (8. 31～9. 2) 豪雨 (9. 9)
1975	昭和50. 5. 6～7. 17	降 ひ よ う 〔芳賀、河内、塩谷、 下都賀、上都賀、那 須(南)の各都市〕	5月6、20、27、29日 6月3、9、27日 7月17日

西暦年	年月日	原因 (地域)	概要
1975	昭和50. 6. 3～6. 29	豪雨 (全域)	6月3、9、10、19、26、29日
	昭和50. 11. 6～7	豪雨 (全域)	
1976	昭和51. 5. 26～7. 19	豪雨と台風9号 〔那須・塩谷両郡市のぞく県下各地〕	5月26日、6月5日、7月13日、19日
	昭和51. 9. 8～9. 14	台風と豪雨 (全域)	台風第17号 豪雨
	昭和51. 5. 6～7. 18	降ひょう (全域)	
	昭和51. 7月～9月	異常低温 (全域)	
1977	昭和52. 6月～7月	降ひょう (全域)	
	昭和52. 6. 6～7. 17	豪雨 (全域)	
	昭和52. 8. 13～8. 19	豪雨 (全域)	
1979	昭和54. 10. 19	台風 (全域)	台風第20号
1980	昭和55. 7月～9月	冷害 (全県)	
1981	昭和56. 8. 22～8. 23	台風 (県全域)	台風第15号
1982	昭和57. 4. 16～6. 20	降ひょう 〔那須、塩谷、河内、 芳賀、上都賀、下都賀、安蘇の各郡市〕	4月16日 5月18日、25日 6月8日、9日、20日
	昭和57. 6. 21	大雨 降ひょう 〔宇都宮市、大田原市、河内町、壬生町、大平町、岩舟町、藤岡町、高根沢町、南那須町〕	

西暦年	年 月 日	原 因 (地 域)	概 要
1982	昭和57. 8. 1～8. 3	台 風 (全 域)	台風第10号
	昭和57. 9. 12～9. 13	台 風 (全 域)	台風第18号
1983	昭和58. 6. 1～9. 7	雷を伴う ひょう害	6月1日、9日、10日、11日 7月27日
	昭和58. 8. 15～8. 18	台 風 (県全域)	台風第5号 台風第6号
	昭和58. 9. 27～9. 29	台 風 (おおむね県全域)	台風第10号
1984	昭和59. 1月～3月	雪 害 凍 害 寒干害等 (おおむね県全域)	
	昭和59. 5. 9～8. 3	雷を伴う ひょう害等 (おおむね県全域)	5月9日 6月1日 7月5日、11日 8月1日、2日、3日
1985	昭和60. 6. 24～7. 19	梅雨前線豪雨 及び台風 (県下全域)	豪雨 台風第6号
1986	昭和61. 8. 4～8. 5	台風及びその後の低 気圧による大雨 (県下全域)	台風第10号
	昭和61. 9. 2～9. 3	台風による大雨 (県下全域)	台風第15号
1987	昭和62. 9. 10	雷 雨 (県全域)	
1988	昭和63. 8. 10～8. 13	豪 雨 (おおむね県全域)	
	昭和63. 7月～9月	異 常 気 象 (県全域)	
1989	平成元. 7. 25～7. 27	大 雨 (おおむね県全域)	
	平成元. 8. 26～8. 28	台 風 (おおむね県全域)	台風第17号

西暦年	年 月 日	原 因 (地 域)	概 要
1990	平成2.3月下旬～4月上旬	低 温 (県全域)	
	平成2.8.10	台 風 (県全域)	台風第11号
	平成2.9.19～9.20	竜 巻 及 び 台風第19号 (おおむね県全域)	台風第19号の影響下の19日22時20分頃、 壬生町から宇都宮市にかけて竜巻が発生。 軽傷者及び住家の被害等がでた。 ※避難勧告実施 壬生町(9/20 0:20頃 避難数5世帯13人)
1998	平成10.8末	集中豪雨	台風第4号の影響による集中豪雨により 県北を中心に水害が発生。壬生町では姿 川の堤防決壊・黒川の洗掘や越水、家屋 の床下浸水等が発生した。
1998	平成10.9.15～9.16	台 風 5 号 (おおむね県全域)	
1999	平成11.7.11～7.14	大 雨 (おおむね県全域)	
2001	平成13.8.21～8.23	台 風 11 号 (おおむね県全域)	
	平成13.9.9～9.11	台 風 15 号 (おおむね県全域)	
2002	平成14.7.9～7.11	梅雨前線豪雨 及び台風6号 (おおむね県全域)	
2004	平成16.6.21	台 風 6 号 (おおむね県全域)	
2004	平成16.10.9～10.10	台 風 22 号 (おおむね県全域)	
2004	平成16.10.20	台 風 23 号 (おおむね県全域)	
2006	平成17.8.12	雷 雨 (おおむね県全域)	
2006	平成18.6.16	豪 雨 (おおむね県全域)	

西暦年	年 月 日	原 因 (地 域)	概 要
2007	平成19. 9. 5～9. 7	台風9号 (おおむね県全域)	
2008	平成20. 5. 20	大 雨 (おおむね県全域)	
2008	平成20. 8. 16	大 雨 (おおむね県全域)	
2009	平成21. 1. 31	強風・大雨 (おおむね県全域)	
2009	平成21. 10. 8	台風18号 (おおむね県全域)	
2011	平成23. 3. 11	東日本大震災 (県全域)	
	平成23. 7. 19	台風6号 (おおむね県全域)	
2012	平成24. 6. 19	台風4号 (おおむね県全域)	
2013	平成25. 10. 15	台風26号 (おおむね県全域)	
2014	平成26. 2. 14～2. 15	大雪	農業用ハウス等倒壊被害
	平成26. 6. 25	強風・大雨 (おおむね県全域)	
	平成26. 8. 10	台風11号 (おおむね県全域)	
	平成26. 10. 13	台風19号 (おおむね県全域)	
2015	平成27. 9. 9	関東・東北豪雨	
2016	平成28. 8. 22～8. 23	台風9号	
2017	平成29. 10. 22～10. 23	台風21号	
2019	平成31(令和元). 10. 12 ～10. 13	台風19号	
2020	令和2. 8. 15	突風	

12 条例・規則等

12-1 壬生町防災会議条例 (昭和44年10月1日 条例第25号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、壬生町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 壬生町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者を町長が委嘱する。
 - (1) 栃木県の知事部局の職員 2人
 - (2) 栃木県警察の警察官 3人
 - (3) 町長部局の職員 6人
 - (4) 教育長及び教育次長
 - (5) 石橋地区消防組合消防長及び町消防団長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 4人
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 2人
(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、壬生町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

12-2 壬生町防災会議運営規程 (平成7年7月4日) (壬生町告示第40号)

(趣旨)

第1条 この規程は、壬生町防災会議条例（昭和44年条例第25号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、同条第5項第3号に規定する者のうち助役の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所、議題を告知することにより行う。

(町長が指名する委員)

第4条 条例第3条第5項第3号の規定による委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副町長
- (2) 収入役
- (3) 町長の事務部局の部長

(会議)

第5条 会議の議長は、会長があたる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災会議の委任による処理)

第6条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の会議にこれを報告しなければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(公表等の方法)

第8条 地域防災計画を作成し、又は修正をした場合の公表その他防災会議が行う公表等は、壬生町公告式条例（昭和29年条例第1号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

12-3 壬生町災害対策本部条例 (昭和44年10月1日) (条例第24号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、壬生町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に班を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

12-4 壬生町水防協議会条例 (昭和56年3月18日) (条例第15号)

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、壬生町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について水防管理者が任命又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員及び町職員
- (2) 水防に関係のある団体の代表者
- (3) 学識経験者

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、水防管理者をもってこれに充てる。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員の任期等)

第4条 委員のうち関係行政機関の職員及び水防に関係のある団体の代表者たる委員の任期は、当該職のある期間とし、学識経験者の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第2条第2項第1号又は第2号の委員に事故があるときは、その委員の指名する職務上の代理者がその職務を代行することができる。

4 水防管理者において特別の事由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、その任期中にあってもこれを免じ又は解職することができる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会に書記若干人を置き、会長が任免する。

2 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、水防管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に水防協議会の委員、公民館運営審議会の委員及びスポーツ振興審議会の委員である者の任期は、それぞれ、その者が委員に任命又は委嘱された日から起算して2年とする。

12-5 壬生町災害援護資金の貸付要綱 (平成2年10月19日
要綱)

(目的)

第1条 この要綱は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第378号。以下「令」という。）の適用基準に達しないが、これに準ずる暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、竜巻、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 世帯とは、法第10条第1項各号に規定する要件に該当する世帯をいう。ただし、生活福祉資金の利用が可能な世帯を除くものとする。
- (3) 町民とは、災害により被害を受けた当時、壬生町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害援護資金の限度額等)

第3条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

被害の程度及び種類	貸付け限度額
世帯主の負傷のみのとき	100万円
家財の3分の1以上の損害のみのとき	100万円
住居が半壊のみのとき	110万円
住居が全壊のみのとき	170万円
住居の全体が滅失もしくは流失のとき	250万円
世帯主の負傷+家財の3分の1以上の損害	180万円
世帯主の負傷+住居が半壊	190万円
世帯主の負傷+住居が全壊	250万円

2 災害援護資金の償還期間は7年6ヶ月とし、据置期間はそのうち6ヶ月とする。

(利率)

第4条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとする。

(償還等)

第5条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、

及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成2年9月19日以後に生じた災害に関して適用する。

12-6 壬生町被災宅地危険度判定実施要綱 (平成17年12月16日) 告示第75号

改正 平成19年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第7条に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(危険度判定の実施主体)

第3条 本町の実施する危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て本町が主体的に実施するものとする。

2 県要綱第7条第5項の規定に基づき、県が本町を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県との連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

(震前対策)

第4条 町長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を壬生町地域防災計画に位置付けるものとする。

2 建設部都市計画課を危険度判定所管課とし、都市計画課長は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 都市計画課長は、都市計画課の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課等の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう他課等に要請するものとする。

4 都市計画課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

5 都市計画課長は、危険度判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施の決定)

第5条 町災害対策本部長は、地震又は降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項の規定に基づき危険度判定の実施を決定した場合は、建設部都市計画課に

実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 実施本部長 建設部都市計画課長
- (2) 連絡調整班長 建設部都市計画課都市計画係長
- (3) 物資調達班長 建設部都市計画課都市整備係長

3 実施本部は、危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 危険度判定実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
- (2) 現地危険度判定拠点との連絡調整
- (3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- (4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知
- (5) 危険度判定活動の際の現地案内人の確保
- (6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業

（危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順）

第7条 危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

2 優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。

（県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第8条 町災害対策本部は、危険度判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、宅地判定士の資格を有する本町職員に危険度判定活動を要請するものとする。

3 危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。

（宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第9条 本町職員以外の宅地判定士等の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

（他市町村への応援等）

第10条 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（危険度判定活動時における安全及び補償等）

第11条 実施本部長は、実際の危険度判定活動若しくは危険度判定の訓練活動において、職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組みなければならない。

2 町長は、危険度判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

制定文 抄

平成18年1月1日から適用する。

改正文 (平成19年告示第67号)

平成19年4月1日から適用する。

12-7 壬生町震災建築物応急危険度判定実施要綱 (平成17年12月16日) 告示第76号)

改正 平成19年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第4条第1項に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(判定の実施主体)

第3条 本町の実施する判定は、県の支援のもと、判定士の協力を得て本町が主体的に実施するものとする。

(震前対策)

第4条 町長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を壬生町地域防災計画に位置付けるものとする。

- 2 建設部都市計画課を判定所管課とし、都市計画課長は、同課において判定の実施体制の整備を図るものとする。
- 3 都市計画課長は、建築関係業務に従事する職員を判定士として養成するものとする。
- 4 都市計画課長は、判定士等の確保に努めるものとする。
- 5 都市計画課長は、判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

(判定実施の決定)

第5条 町災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 町災害対策本部長は、県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）から県要綱第5条第2項に基づき、判定を実施するよう進言された場合は、原則として、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。
- 3 第1項及び第2項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項又は第2項の規定に基づき判定の実施を決定した場合は、建設部都市計画課に実施本部を設置するものとする。

- 2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 実施本部長 建設部都市計画課長
- (2) 連絡調整班長 建設部都市計画課都市計画係長
- (3) 物資調達班長 建設部都市計画課都市整備係長

3 実施本部は、判定実施に当たって、支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。この場合実施本部は、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。

4 実施本部は、判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 判定実施に必要な拠点（以下「判定拠点」という。）の確保
- (2) 現地判定拠点との連絡調整
- (3) 判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- (4) 判定実施についての被災地住民への周知
- (5) 判定活動の際の現地案内人の確保
- (6) その他の現地での判定活動の補完作業

（判定の対象区域、対象建築物の決定等の基準及び手順）

第7条 判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。また、判定の対象建築物は、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物とする。

2 優先的に判定を実施すべき施設、区域等は、別に定めるものとする。

（県への支援要請、判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第8条 町災害対策本部は、判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、判定士の資格を有する本町職員に判定活動を要請するものとする。

3 判定業務は、実施本部、判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。

（判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第9条 本町職員以外の判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

（他市町村への応援等）

第10条 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（判定活動時における安全及び補償等）

第11条 実施本部長は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、職員及び判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

制定文 抄

平成18年1月1日から適用する。

改正文（平成19年告示第68号）

平成19年4月1日から適用する。

12-8 石橋地区防災用物品の備蓄に係る実施要綱 (平成18年10月4日
警防例規第3号)

(目的)

第1条 この要綱は、石橋地区消防組合（以下「消防組合」という。）が下野市、壬生町、上三川町（以下「構成市町」という。）との協議により、備蓄する防災用物品（以下「物品」という。）に関し必要な事項を定め、もって、円滑な運営のもとに地域住民の安全と福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(備蓄方法)

第2条 物品は、消防組合の防災備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）に備蓄し、構成市町が災害時における物品の使用を共用するものとする。

(防災用物品)

第3条 消防組合が構成市町との協議により備蓄する物品は、医薬品、食糧品、衣料品、生活必需品、その他の用品とし、その品目は別表のとおりとする。

なお、水防資機材は除くものとする。

- 2 備蓄する物品の保存期間は物品のラベルに表示された期間を原則とし、以後更新するものとする。
- 3 備蓄する物品及び数量の変更は構成市町との協議により決定するものとする。

(費用の負担)

第4条 物品は、それぞれの構成市町の経費負担とする。

- 2 物品の使用にかかる費用はそれぞれ使用した市町の負担とする。

(物品の使用)

第5条 物品は、構成市町の非常災害時に使用することを原則とする。ただし、協議により消防組合立会いのもとに共用することができる。

- 2 構成市町が使用する物品は、石橋地区防災用物品払受記録簿（様式第1号）に記載し、常に物品の実態を明らかにしておくものとする。

(倉庫、物品の管理)

第6条 倉庫及び物品の取扱い管理は、構成市町の責任と注意義務をもって行うとともに、消防組合が防災用物品備品台帳（様式第2号）を作成し、その1部を構成市町が保管するものとする。

- 2 構成市町の防災担当者は、物品の管理上消防組合と共用する鍵を保管し、消防組合に保管の防災備蓄倉庫使用記録簿（様式第3号）に記載のうえ、倉庫内に自由に出入りできるものとする。
- 3 倉庫の総合的な管理は、消防組合が行うものとする。

(情報の提供)

第7条 消防組合は物品の備蓄状況について、必要な都度構成市町に通報するものとする。また、構成市町から物品の照会があった場合は速やかにこれに応じなければならない。

(構成市町との連携)

第8条 この要綱に定めるもののほか防災備蓄の円滑な運営を図るため、必要に応じ構成市町と連絡会を開催するものとする。

附 則

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

この要綱は平成18年10月4日から施行する。

12-9 石橋地区防災用物品の備蓄に係る実施要綱の細則

石橋地区防災用物品の備蓄に係る実施要綱の第4条及び第5条に関する事項について次のように定める。

(経費の負担)

第1 構成市町との協議により、消防組合の防災備蓄倉庫に備蓄する防災用物品の経費は石橋地区消防組合一般会計予算に計上する。

(使用物品の返納)

第2 非常災害時、又は協議により物品を使用した市町は、使用した物品を速やかに返納するものとする。

12-10 災害救助法施行細則（別表第一・第二）

最終改正 平成23年規則第21号

別表第一

救助の程度方法及び期間

一 収容施設の供与

(一) 避難所

- 1 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
- 2 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 賃金職員等雇上費
 - ロ 消耗器材費
 - ハ 建物の使用謝金
 - ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - ホ 光熱水費
 - ヘ 仮設便所等の設置費
- 3 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

1人1日当たり 300円

- 4 避難所を設置する際において、冬期（10月～3月）であるときは、別に定める額を加算する。
- 5 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

(二) 応急仮設住宅

- 1 応急仮設住宅に収容できる者は、住宅が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力をもつてしては、住家を得ることのできない者とする。
- 2 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、2,387,000円以内とする。
- 3 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがある。この場合において、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、別に定める。
- 4 老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設（以下「福祉仮設

住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することがある。

- 5 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することがある。
- 6 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。
- 7 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項に規定する期限（最高2年以内）とする。

二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(一) 炊出しその他による食品の給与

- 1 炊出しその他による食品の給与は、一の(一)の1により避難所に収容された者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して現物をもって行うものとする。
- 2 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 主食費
 - ロ 副食費
 - ハ 燃料費
 - ニ 雑費
- 3 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり1,010円以内とする。
- 4 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

(二) 飲料水の供給

- 1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。
- 2 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 飲料水の供給を実施する期間は、二の(一)の4の炊出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損して、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- (二) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる

品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要な費用を支出することがある。

1 住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円
冬季	10月～3月	28,600円	37,000円	51,600円	60,400円	75,900円	10,400円

2 住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円	2,400円
冬季	10月～3月	9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	3,300円

(四) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

四 医療及び助産の給付

(一) 医療の給付

1 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によつて行うことを原則とする。

2 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ 診療

ロ 薬剤又は治療材料の支給

ハ 処置、手術その他の治療及び施術

ニ 施設病院又は診療所への収容

ホ 看護

3 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療

の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

4 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

（二）助産の給付

1 助産の給付は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。

2 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ 分べんの介助

ロ 分べん前及び分べん後の処置

ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。

4 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

五 災害にかかった者の救出

（一）災害にかかった者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

（二）災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

（三）災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

六 災害にかかった住宅の応急修理

（一）住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、又は半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

（二）住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。

（三）住宅の応急修理のため支出する費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。

（四）住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

七 生業資金の貸与

（一）生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失つた世帯に対し行うものとする。

（二）生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して

行うものとする。

(三) 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。

- イ 生業費 1件当り 30,000円以内
- ロ 就職支度費 1件当り 15,000円以内

(四) 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から1箇月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間によりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

(五) 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。

- 1 貸与期間 2年以内
- 2 利子 無利子

八 学用品の給与

(一) 学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又はき損して、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。

- 1 教科書
- 2 文房具
- 3 通学用品

(三) 学用品の給与のため支出する費用は、次の各号に定める額の範囲内とする。

1 教科書代

イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

2 文房具費及び通学用品費

イ 小学校児童にあつては、1人当たり、4,100円

ロ 中学校生徒にあつては、1人当たり、4,400円

ハ 高等学校等生徒にあつては、1人当たり、4,800円

(四) 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間これを延長することがある。

九 死体の捜索及び処理

(一) 死体の捜索

- 1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- 2 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 死体の搜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することがある。

(二) 死体の処理

- 1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- 2 死体の処理は、次の事項について行うものとする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - ロ 死体の一時保存
 - ハ 検案
- 3 検案は、原則として救護班が行うものとする。
- 4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料 1体当たり3,300円
 - ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,000円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,000円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。
 - ハ 検案が救護班により、行われがたい場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。
- 5 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することがある。

十 埋葬

- (一) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。
- (二) 埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。
 - 1 棺
 - 2 埋葬又は火葬
 - 3 骨つぼ及び骨箱
- (三) 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人（満12歳に満たない者をいう。）160,800円以内とする。
- (四) 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

十一 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(一) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

- 1 被災者の避難
- 2 医療及び助産
- 3 災害にかかった者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 死体の捜索
- 6 死体の処理
- 7 救助用物資の整理配分

(二) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(三) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

十二 災害によつて、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(一) 自らの資力をもつてしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

(二) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。

(三) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、1世帯当たり134,200円以内とする。

(四) 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

別表第二

(一) 令第10条第1号から第4号までに規定する者

法第24条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職 種	日 当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費用弁償額
医師 歯科医師	21,400円	4,280円	職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	16,500円	3,300円	

保健師 助産師 看護師 准看護師	14,700円	2,940円
救急救命士	15,600円	3,120円
土木技術者 建築技術者	16,900円	3,380円
大工	18,900円	3,780円
左官	17,800円	3,560円
とび職	16,400円	3,280円

(二) 令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内とする。

12-11 災害対策基本法（抜粋）（昭和36年法律第223号）

最終改正 平成24年法律第41号

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

13 応援協定等

13-1 災害時における市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内各市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第4条 災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

2 自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(災害対策連絡会議の設置等)

第10条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

13-2 災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定第9条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表1(省略)のとおりとする。

(市町村の区分)

第3条 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行なうため、別表2のとおり市町村を地域ごとに区分(以下「ブロック」という。)するものとする。

(応援ブロック)

第4条 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表3に定める。

(応援職員の携行品)

第5条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第6条 被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第7条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規定により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(経費の支払方法)

第8条 応援市町村が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額

2 前号に定める請求は、応援市町村長名による請求書(関係書類添付)により、被災市町村長

に請求するものとする。

(災害対策連絡会議)

第9条 協定第10条第2項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

2 災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。

3 災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。

- (1) 応援体制に関する事項
- (2) 備蓄体制に関する事項
- (3) 防災訓練に関する事項
- (4) その他必要な事項

4 この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年7月30日から施行する。

別表1〔省略〕

別表2 市町村の区分

ブロック名	構 成 市 町 村
北那須ブロック	大田原市、那須塩原市、那須町
日光ブロック	日光市
南那須ブロック	那須烏山市、那珂川町
塩谷ブロック	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
県央ブロック	宇都宮市、鹿沼市
芳賀ブロック	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南ブロック	栃木市、小山市、下野市、上三川町、西方町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町
安足ブロック	足利市、佐野市

別表3 応援ブロック

被災ブロック名	応 援 ブ ロ ッ ク 名
北那須ブロック	日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック
日光ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック
南那須ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック 芳賀ブロック
塩谷ブロック	北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック
県央ブロック	日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック
芳賀ブロック	南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック
県南ブロック	日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック
安足ブロック	県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック

13-3 災害時における備蓄品の共同利用に関する協定

栃木県央都市圏首長懇談会を構成する宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下「6市6町」という。）は、災害時における備蓄品の共同利用について、次のとおり協定を締結する。

（備蓄品の提供）

第1条 6市6町の区域内において、災害が発生したときは、6市6町のうち災害を受けていない市町（以下「非被災市町」という。）は、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）に対し、その援助の要請に応じて備蓄品を提供するものとする。

（援助の要請）

第2条 被災市町が非被災市町へ援助を要請しようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 備蓄品の品名、数量等
- (3) 備蓄品の搬入場所及び方法等

2 援助の要請は、電話その他の通信手段によるものとし、後日、文書をもってその内容を通知するものとする。

（提供する備蓄品）

第3条 非被災市町が提供する備蓄品は、非被災市町が保有する食糧、飲料水、生活必需品及び防災資機材等とする。

（備蓄品の運搬）

第4条 備蓄品の運搬は、備蓄品を保有する市町が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 備蓄品の提供に要した経費は、被災市町が負担するものとする。ただし、被災市町の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、被災市町と備蓄品を提供した市町との間で別途協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 6市6町は、この協定に基づく備蓄品の提供が円滑に行われるよう、備蓄等の状況に関する資料を相互に交換するとともに、常に情報の交換に努めるものとする。

（補則）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書12通を作成し、6市6町は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年3月31日

記名押印〔略〕

13-4 石橋地区消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安寧秩序を図るため、市町相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、下野市・壬生町・上三川町（以下「協定市町」という。）及び石橋地区消防組合とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは大規模又は特殊火災及び自然災害等の突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- 1 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地
の市町長の要請をまたずに出動する応援。
- 2 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地
の市町長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、災害発生地市町長から電話、その他の方法により、次の事項を明確にして
応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
 - (2) 災害発生場所
 - (3) 所要人員及び機械器具・消火薬剤等の種別員数
 - (4) 応援隊集結（誘導員配置）場所
 - (5) その他必要事項
- 2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障のない範囲
において応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻・出動人員・機械器具・消火薬剤等の員
数・到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長
に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 消防長及び受援市町の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努める
ものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防長又は受援市町の消防団長が応援隊の長にこれを行うものとす

る。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理・燃料・消防団員の手当等に関する費用は、応援隊側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(保管)

第10条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、協定市町長及び石橋地区消防組合管理者が押印のうえ各1通を保管する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、消防長及び協定市町の消防団長が協議のうえ定める。

附 則

この協定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成19年5月28日から施行する。

記名押印〔略〕

13-5 農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

(趣旨)

第1条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

(協定者)

第2条 本協定の参加者は、社団法人地域資源循環技術センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。

(重要事項の変更)

第3条 本協定に関する次に掲げる事項については、協定参加者の2分の1以上の同意を要するものとする。

- (1) 本協定の変更
- (2) 次条に定める運営会議の会議員の選任
- (3) その他重要な事項

(運営会議)

第4条 本協定に基づく業務を行うため、15名以上25名以内の会議員で構成する運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

- 2 会議員は協定参加者及び有識者とし、任期は2年で、再任は妨げないものとする。
- 3 会議員の互選により会議長を定める
- 4 運営会議は、次の事項を議決する。

- (1) 協定への新規参加
- (2) 業務の執行に関すること
- (3) その他運営会議で必要と認める事項

(ブロック会議)

第5条 必要に応じ、各ブロック（農林水産省の各地方農政局管内ごとをいい、北海道は東北農政局ブロックに、沖縄県は九州農政局ブロックに含める。）に当該ブロック内の情報連絡及び運営会議との情報交換等を行うため幹事を置くものとし、原則としてブロック内の代表県（以下「幹事県」という。）を当てるものとする。

(事務局)

第6条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

- 2 事務局は、毎年度、次に掲げる資料を作成する。
 - (1) 派遣可能者リスト
 - (2) 調達可能資機材リスト
- 3 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、

第8条に定める中央応援本部が設置された場合にあつては、その事務を行うものとする。

(応援の要請)

第7条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を經由して要請するものとする。

(中央応援本部の設置)

第8条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置する。

2 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

3 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部地域整備課及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、被災市町村の属するブロックの幹事県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 情報収集、整理、広報等
- (2) 先遣隊の派遣
- (3) 応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定
- (4) 応援部隊の編成、資機材の調達
- (5) その他の応援

(応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センターの賛助員の協力を得られるようにするものとする。

(費用負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者との間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあつては両方で協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成19年3月23日より施行する。
- 2 本協定の施行当初の運営会議の会議員の任期は、平成20年5月までとする。

13-6 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と、とちぎユープ生活協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、次のとおり食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする食糧等の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

(食糧等供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(食糧等)

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1の物資を指定する。

(食糧等の運搬)

第5条 食糧等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(食糧等の引取り)

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生前の商品価格に基づき甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、食糧等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の法令を遵守するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（実施日）

第11条 この協定は、平成19年3月31日から実施する。

本協定締結の証として本書を13通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

別表第1

災害時の食糧・生活必需品

No.	種類	物 資
1	寝具類	毛布・布団・タオルケット・枕・座布団
2	衣料類	婦人服・子供服・男子衣料・下着類・タオル・靴下
3	炊事用具	鍋・釜・やかん・フライパン・しゃもじ・おたま
4	食器類	紙皿・紙コップ・箸・フォーク・スプーン
5	日用品雑貨	チリ紙・ティッシュ・石鹸・使い捨てライター・歯ブラシ・歯磨き粉・洗濯石鹸（粉）・紙オムツ・生理用品・マスク・軍手・ガムテープ・ウェットティッシュ
6	光熱材料	卓上ガスコンロ・ガスボンベ・電池・ローソク
7	食糧	米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖・調味料・各種野菜・粉ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・お茶・ジュース・マヨネーズ・玉子・菓子類・果物・塩

(1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

平成19年3月31日

記名押印〔略〕

13-7 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と〔株式会社東武宇都宮百貨店、株式会社福田屋百貨店〕（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、次のとおり食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする食糧等の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

(食糧等供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(食糧等)

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

(食糧等の運搬)

第5条 食糧等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

(食糧等の引取り)

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生前の商品価格に基づき甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、食糧等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第10条 この協定は、平成19年3月31日から実施する。

本協定締結の証として本書を14通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

別表第1

災害時の食糧・生活必需品

No.	種類	物 資
1	寝具類	毛布・布団・タオルケット・枕・座布団
2	衣料類	婦人服・子供服・男子衣料・下着類・タオル・靴下
3	炊事用具	鍋・釜・やかん・フライパン・しゃもじ・おたま
4	食器類	紙皿・紙コップ・箸・フォーク・スプーン
5	日用品雑貨	チリ紙・ティッシュ・石鹸・使い捨てライター・歯ブラシ・歯磨き粉・洗濯石鹸(粉)・紙オムツ・生理用品・マスク・軍手・ガムテープ・ウェットティッシュ
6	光熱材料	卓上ガスコンロ・ガスボンベ・電池・ローソク
7	食糧	米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖・調味料・各種野菜・粉ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・お茶・ジュース・マヨネーズ・玉子・菓子類・果物・塩

(1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

平成19年3月31日

記名押印〔略〕

13-8 災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と赤帽栃木県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に自動車による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請し、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため次のとおり物資の輸送協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力及び要請手続)

第2条 甲は、災害時において、物資輸送のため車両及び運転者（以下「車両等」という。）を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対し、輸送の協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請した理由
- (2) 要請した車両台数
- (3) 要請期間及び輸送する物資
- (4) その他必要な事項

(物資輸送協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別の事由のない限りこれに協力し、車両等を供給するものとする。

(輸送業務)

第4条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事する。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者名簿
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、組合員の輸送活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支

払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、この協定により協力できる組合員の名簿を毎年、甲に通知するものとする。

(協議)

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び物資の輸送について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第12条 この協定は、平成19年3月31日から実施する。

本協定締結の証として本書を13通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年3月31日

記名押印〔略〕

13-9 災害時の物資供給等に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコみぶ店（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

（町の要請）

第1条 甲は、災害発生時における物資の確保を図るため、必要があると認める時は、乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

2 甲は乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する物資及びその数量等について原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに適切な措置を取るとともに、その措置状況について甲の連絡先担当者に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとする。

- (1) 飲料品 (2) 食料品 (3) 日用生活品
- (4) その他甲が指定する物資

（物資の数量）

第4条 甲は必要がある場合に、乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

（物資の納入）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 乙が物資の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するものとする。

3 甲は物資の納入引渡し場所へ職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の費用）

第6条 乙が供給した物資の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第8条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(履行義務の免除)

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成18年7月21日から平成19年7月20日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年7月1日

記名押印〔略〕

13-10 災害時における防災活動協力に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコみぶ店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、壬生町域で地震、風水害等による大規模災害が発生した時の被災者の応急救助等に係る防災活動協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙は、災害時応急活動に係る活動要員を派遣し、甲の応急活動に従事させること。
- (2) 乙は、乙の所有する災害活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙は、乙の店舗及び乙の関係機関において保有する生活必需物資等を供給すること。
- (4) 乙は、乙の店舗において、被災者に対し避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。
- (5) 乙は、乙の店舗において、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による甲及び乙の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項(3)及び同条第2項に規定する防災協力の実施に要した物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（円滑な運用）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携

を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(履行義務の免除)

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成18年7月21日から平成19年7月20日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年7月1日

記名押印〔略〕

13-11 災害時における壬生郵便局、壬生町間の協力に関する覚書

壬生郵便局長（以下「甲」という。）及び壬生町長（以下「乙」という。）は、壬生町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、壬生町及び壬生町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、壬生町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 郵便局又は壬生町が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前各号に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 壬生町内の郵便局は、乙又は町内各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては壬生郵便局総務課長、乙においては壬生

町総務課長とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年11月11日

記名押印〔略〕

13-12 災害時における壬生町と壬生町建設業協同組合間の協力に関する覚書

壬生町（以下「甲」という。）及び壬生町建設業協同組合（以下「乙」という。）は、壬生町内で発生した地震、風水害その他による災害時において、相互のボランティア活動の精神（公共の福祉事業活動に自主的に無料奉仕で参加する活動の精神）に基づき壬生町と壬生町建設業協同組合が相互に協力し必要な対応を円滑に遂行するため、次の通り覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲は壬生町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、乙に協力を要請する事ができる。

（協力の実施）

第3条 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害の防災に協力する。

（経費の負担）

第4条 経費についてはボランティア精神で無料奉仕を原則とするが、第2条に規定する協力要請に対し要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

前項の負担につき疑義が生じたときは両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（従事者の保障）

第5条 第2条の規定に基づき、対策業務に従事したものが、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

これによらない場合は、甲、乙、協議の上処理するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第6条 乙は壬生町建設業協同組合緊急（災害時）連絡網を作成し、乙の全組合員及び甲の関係担当課等に配布整備するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲又は町内地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては壬生町総務課長、乙においては副代表理事2名とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年10月23日

記名押印〔略〕

13-13 防災及び災害に係る放送協定書

壬生町（以下「甲」という。）とケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、防災及び災害に係る放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、放送を通じて、防災及び災害に関する情報を提供することにより、町民の安心、安全の確保に資することを目的とする。

（放送の要請）

第2条 甲は、防災及び災害に関する情報を町民に伝達する必要があると認めたときは、乙に対し、放送の実施を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、文書によらず要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（放送の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに放送を行うものとする。

2 乙は、放送に必要な情報を、甲に求めることができる。

3 乙は、放送の実施に当たり、地域に密着したケーブルテレビ局としての使命に基づき、町民が求める情報を、正確かつ迅速に伝達するよう努めなければならない。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、災害時における情報の伝達を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定めるものとする。

2 協定期間内において前項の連絡体制に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成23年9月30日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、同一内容で1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に当たり疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年9月30日

記名押印 [略]

13-14 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、壬生町（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、壬生町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 壬生町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 壬生町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の申請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年6月19日

記名押印 〔略〕

13-15 下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定

被災自治体（栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町）と警察（栃木県小山警察署、栃木県栃木警察署、栃木県下野警察署）、消防（栃木市消防本部、小山市消防本部、石橋地区消防組合消防本部）及び(社)栃木県建設業協会下都賀支部は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、その相互間において人命救助活動の強化に資するため、資機材、重機及び人員（以下「資機材等」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が被災自治体で発生し、警察及び消防が行う人命救助活動に際し、(社)栃木県建設業協会下都賀支部が資機材等を提供することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 人命救助活動に関する協力の要請は、被災自治体から(社)栃木県建設業協会下都賀支部に対して行うものとする。

2 被災自治体を管轄する警察及び消防は、人命救助活動のため(社)栃木県建設業協会下都賀支部の協力が必要であると認める場合には、被災自治体に対して前項の要請をするよう依頼し、依頼を受けた被災自治体は直ちに(社)栃木県建設業協会下都賀支部に対して前項の要請をするものとする。この場合において、緊急を要し、事前に被災自治体に依頼するいとまがないと認める時は、警察及び消防が(社)栃木県建設業協会下都賀支部に対して直接要請できるものとし、警察及び消防は、事後速やかにその事実を被災自治体に通知しなければならない。

3 (社)栃木県建設業協会下都賀支部は、前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り要請を受諾するものとする。

4 前項の協力の要請及びその受諾は文書により行う。ただし、やむを得ない場合には、口頭により行うことができるものとし、その後文書を交わすものとする。

（報告）

第3条 (社)栃木県建設業協会下都賀支部は、協定締結後、人命救助活動に実施可能な者（以下「業務協力者」という。）を選定し、業務協力者の名簿を速やかに本協定加盟団体に提出するものとする。

2 名簿には業務協力者の緊急連絡先、従業員数及び建設資機材種別等について記載するものとする。

3 (社)栃木県建設業協会下都賀支部は、業務協力者の名簿の内容に変更が生じたとき、本協定加盟団体が特に求めたとき又は協定の有効期間を延長したときは、業務協力者の名簿を本協定加盟団体に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定により、(社)栃木県建設業協会下都賀支部が提供した資機材等の費用について

は、被災自治体と(社)栃木県建設業協会下都賀支部が協議の上、被災自治体が負担するものとする。

2 資機材等の提供を要請した自治体と被災自治体が異なる場合には、被災自治体が費用を負担するものとする。

3 被災自治体が複数にわたる場合には、その都度被災自治体間で協議するものとする。

(遵守事項)

第5条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守するものとする。

(1) この協定の締結事実を、自己又は他人に利するための手段として利用しないこと。

(2) この協定の締結及び締結に基づく活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(3) この協定に基づく人命救助活動の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

(従事者の補償)

第6条 従事した者が、当該活動により負傷、り患、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとし、同法の適用がない場合は、被災自治体と(社)栃木県建設業協会下都賀支部が協議の上、処理するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、本協定加盟団体のいずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、その都度本協定加盟団体に協議して定めるものとする。

平成24年10月29日

記名押印 [略]

13-16 災害時相互応援に関する協定書

壬生町と多賀城市は、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に相互の応援を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供及び運搬
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及び運搬
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災し、又は被災のおそれがある自治体（以下「被災自治体」という。）による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被災の状況又は想定
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項

(災害発生時における自主的活動)

第4条 災害発生時に通信途絶等により被災自治体と連絡が取れない場合は、被災していない自治体（以下「応援自治体」という。）は、速やかにその被災状況について情報収集を実施するものとする。

- 2 応援自治体は、前項の情報収集の結果、被災自治体に対する応援を実施することが望ましいと認めるときは、自主的に応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災自治体の負担とする。ただし、応援自治体と被災自治体との協議により応援自治体が負担することとしたものについては、この限りでない。

- 2 第2条第3号の規定による派遣職員に要する経費の負担については、次に掲げるとおりとする。ただし、被災自治体と応援自治体との協議により、現況に応じた負担内容とすることができる。
 - (1) 被災自治体が負担する経費の額は、応援自治体の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の合計額の範囲内とする。
 - (2) 派遣職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に関する経費は、応援自治体の負担とする。

(情報の交換)

第6条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時に相互の連絡体制、地域防災計画等について情報交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項が生じ、又はこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両自治体協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月25日

記名押印〔略〕

13-17 災害時における物資提供等に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と株式会社新優本店（以下「乙」という。）は、災害時における食料品、日用品等（以下「物資」という。）の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、壬生町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有する物資の提供等に必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は電話等により要請し、その後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする物資の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が調達可能なものとする。

（物資の引渡）

第4条 物資の引渡場所は、原則として乙の店舗とし、甲又は甲が指定する者が物資の品目及び数量等の確認を行った上、引渡を受けるものとする。

- 2 乙が物資の引渡の為に店舗以外の場所に物資を運搬する場合は、あらかじめ甲乙協議の上、甲は、乙が使用する車両を緊急通行車両とする等の必要な措置をとるものとする。

（物資の代金等）

第5条 甲の要請により乙が提供した物資の代金及び乙が行った運搬に係る費用（以下「代金等」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

- 2 前項の規定による代金等のうち、物資の代金は甲の協力要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用は甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第6条 乙は前条に規定する代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、原則として速やかに代金等を乙に支払うものとする。ただし、災害の状況または代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第7条 この協定に基づく物資の供給等に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ相互に連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

記名押印〔略〕

13-18 災害時における救援物資の提供に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と株式会社カスミ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災、その他の災害（以下「災害」）が発生した場合において、甲から乙に対して行う物資の供給等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、壬生町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し物資の供給等の協力を依頼する場合は、書面により、乙に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、口頭あるいは電話等をもって要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙が保有する範囲内で、甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

4 甲は、本条の規定に定めがない事項については、必要に応じて乙に対して協力依頼することができるものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の納入した物資の代金を負担するものとする。この場合の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、物資の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、災害状況および代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第5条 甲乙双方は協力活動を円滑に行うため、連絡先及び連絡責任者・担当者を定め、甲は乙に乙は甲に通知するものとする。内容の変更が生じた場合も同様とする。

（効力発生等）

第6条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとする。ただし、この協定締結後、甲又は乙のいずれか一方がこの協定を解除しようとする場合は、相手方に対し、この協定を解除しようとする日から起算して3ヶ月前までに、文書によりその旨を通知しなければならない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月30日

記名押印〔略〕

13-19 災害時における救援物資の提供に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と株式会社カワチ薬品（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災、その他の災害（以下「災害」）が発生した場合において、甲から乙に対して行う物資の供給等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、壬生町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し物資の供給等の協力を依頼する場合は、書面により、乙に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、口頭あるいは電話等をもって要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙が保有する範囲内（食料品、飲料水や日用品等）で、甲の指定する場所へ物資を納入するものとし、甲はそれを受領確認する。

4 甲は、本条の規定に定めがない事項については、必要に応じて乙に対して協力依頼することができるものとする。

5 乙が被災した場合、協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部または全部を免除することができるものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の納入した物資の代金を負担するものとする。この場合の価格は、災害発生直前における通常の小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、物資の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、災害状況が鎮静済み次第ただちに代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

3 甲の要請により乙が提供した物資の代金及び乙が行った運搬に係る費用（以下「代金等」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

第5条 甲乙双方は協力活動を円滑に行うため、連絡先及び連絡責任者・担当者を定め、甲は乙に乙は甲に通知するものとする。内容の変更が生じた場合も同様とする。

（効力発生等）

第6条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとする。ただし、この協定締結後、甲又

は乙のいずれか一方がこの協定を解除しようとする場合は、相手方に対し、この協定を解除しようとする日から起算して3ヶ月前までに、文書によりその旨を通知しなければならない。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月30日

記名押印〔略〕

13-20 欠

13-21 災害時における飲料水等の提供に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と株式会社ダイドードリンコサービス関東（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災、その他の災害（以下「災害」）が発生した場合において、甲から乙に対して行う飲料水等の供給等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、壬生町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要であるときは、乙に対し飲料水等の供給等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し飲料水等の供給等の協力を依頼する場合は、書面により、乙に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、口頭あるいは電話等をもって要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの飲料水等の協力依頼に対し、乙が保有する範囲内で、甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の納入した飲料水等の代金を負担するものとする。この場合の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、飲料水等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、災害状況が鎮静済み次第ただちに代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第5条 甲乙双方は協力活動を円滑に行うため、連絡先及び連絡責任者・担当者を定め、甲は乙に乙は甲に通知するものとする。内容の変更が生じた場合も同様とする。

（効力発生等）

第6条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとする。ただし、この協定締結後、甲又は乙のいずれか一方がこの協定を解除しようとする場合は、相手方に対し、この協定を解除しようとする日から起算して3ヶ月前までに、文書によりその旨を通知しなければならない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月30日

記名押印〔略〕

13-22 災害時における物資提供等に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と株式会社ヤオハン（以下「乙」という。）は、災害時における食料品、日用品等（以下「物資」という。）の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、壬生町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有する物資の提供等に必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は電話等により要請し、その後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする物資の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が調達可能なものとする。

（物資の引渡）

第4条 物資の引渡場所は、原則として乙の店舗とし、甲又は甲が指定する者が物資の品目及び数量等の確認を行った上、引渡を受けるものとする。

- 2 乙が物資の引渡の為に店舗以外の場所に物資を運搬する場合は、あらかじめ甲乙協議の上、甲は、乙が使用する車両を緊急通行車両とする等の必要な措置をとるものとする。

（物資の代金等）

第5条 甲の要請により乙が提供した物資の代金及び乙が行った運搬に係る費用（以下「代金等」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

- 2 前項の規定による代金等のうち、物資の代金は甲の協力要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用は甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第6条 乙は前条に規定する代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、原則として速やかに代金等を乙に支払うものとする。ただし、災害の状況または代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第7条 この協定に基づく物資の供給等に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ相互に連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

記名押印〔略〕

13-23 壬生町及び忍野村の災害時相互援助に関する協定

壬生町と忍野村は、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 壬生町及び忍野村（以下「両自治体」という。）は、地震等の災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(援助の要請)

第2条 両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足をきたす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(援助物資等)

第3条 前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- ア 食料品
- イ 飲料水
- ウ 日用品
- エ 燃料
- オ 応急対策用資機材
- カ 医療品
- キ その他生活に必要な物資

(2) 人的援助

- ア 職員の派遣
- イ ボランティアのあっせん

(3) 被災者支援

- ア その他要請のあった事項

(援助物資等の輸送)

第4条 援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

(費用負担)

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。ただし、災害復旧後、両自治体協議の上、現況に応じた負担内容とすることができる。

(災害補償等)

第6条 第3条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

(情報交換)

第7条 両自治体は、防災担当課をこの協定に基づく連絡担当部署とし、災害対策等の情報を相

互に交換するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに相互の意思表示がないときは、3年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、立会人のもと両自治体の長が署名の上、各々1通を保管する。

平成27年1月23日

記名押印〔略〕

13-24 災害時における物資提供等に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）とウエルシア薬局株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における食料品、日用品等（以下「物資」という。）の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、壬生町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有する物資の提供等に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は電話等により要請し、その後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする物資の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が調達可能なものとする。

（物資の引渡）

第4条 物資の引渡場所は、原則として乙の店舗とし、甲又は甲が指定する者が物資の品目及び数量等の確認を行った上、引渡を受けるものとする。

- 2 乙が物資の引渡の為に店舗以外の場所に物資を運搬する場合は、あらかじめ甲乙協議の上、甲は、乙が使用する車両を緊急通行車両とする等の必要な措置をとるものとする。

（物資の代金等）

第5条 甲の要請により乙が提供した物資の代金及び乙が行った運搬に係る費用（以下「代金等」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

- 2 前項の規定による代金等のうち、物資の代金は甲の協力要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用は甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第6条 乙は前条に規定する代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、原則として速やかに代金等を乙に支払うものとする。

ただし、災害の状況または代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第7条 この協定に基づく物資の供給等に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ相互に連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月21日

記名押印〔略〕

13-25 災害時における救援物資の提供に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災、その他の災害（以下「災害」）が発生した場合において、甲から乙に対して行う飲料水等の供給等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、壬生町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要であるときは、乙に対し飲料水等の供給等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し飲料水等の供給等の協力を依頼する場合は、書面により、乙に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、口頭あるいは電話等をもって要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの飲料水等の協力依頼に対し、乙が保有する範囲内で、甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

4 甲は、本条の規定に定めがない事項については、必要に応じて乙に対して協力依頼することができるものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の納入した飲料水等の代金を負担するものとする。この場合の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、飲料水等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、災害状況が鎮静済み次第ただちに代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第5条 甲乙双方は協力活動を円滑に行うため、連絡先及び連絡責任者・担当者を定め、甲は乙に乙は甲に通知するものとする。内容の変更が生じた場合も同様とする。

（効力発生等）

第6条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとする。ただし、この協定締結後、甲又は乙のいずれか一方がこの協定を解除しようとする場合は、相手方に対し、この協定を解除しようとする日から起算して3ヶ月前までに、文書によりその旨を通知しなければならない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月21日

記名押印〔略〕

13-26 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、壬生町（以下「甲」という。）と株式会社とちぎテレビ（以下「乙」という。）並びに株式会社栃木放送（以下「丙」という。）は、同法施行令第22条の規定に基づく災害時の放送要請に関する手続きについて次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、法第57条の規定に基づき乙及び丙に対し法第56条の規定による通知又は警告等の放送を要請する場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 甲は、法第56条の規定に基づき放送を求める場合は、乙及び丙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を求める理由
- 2 放送の内容
- 3 放送の日時
- 4 その他必要な事項

第3条 乙及び丙は、前条による放送を求められ、その内容が法第56条の規定に適合すると認められたときは、放送内容、放送の種別及び日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第5条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成26年9月2日から実施する。

平成26年9月2日

記名押印〔略〕

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協議事項

1 連絡責任者

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（以下「協定」という。）の円滑な実施を図るため、連絡責任者を次の通り定める。なお、連絡責任者に変更がある時は、その都度、報告するものとする。

壬生町総務部 総務課長 高山郁夫

株式会社とちぎテレビ 報道制作局長 菊池幸男

株式会社栃木放送 報道制作局長 高瀬一也

2 壬生町における手続き

壬生町総務部 総務課が協定第2条に基づき放送を求める場合は、連絡責任者を通じて速やかに行うものとする。

3 株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送における措置

株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送は協定第3条に基づき、放送の内容、放送の種類及び日時等を決定したときは、その内容について、壬生町に連絡するものとする。

4 壬生町における措置

軽微でも被害が出た時や災害の兆候があれば、壬生町の担当者は、把握でき次第その第一報をとちぎテレビ、栃木放送に連絡するものとする。各社は、速報等で対応する。

5 連絡責任者の連絡先

壬生町総務部 総務課

とちぎテレビ 報道制作局

栃木放送 報道制作局

13-27 災害時における救援物資の提供に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と株式会社LIXILビバ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災、その他の災害（以下「災害」）が発生した場合において、被災住民を救援する等の為に甲から乙に対して行う物資の供給等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、壬生町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し物資の供給等の協力を依頼する場合は、書面により、乙に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要する等のやむを得ない場合には、口頭あるいは電話等をもって要請することができるものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙が保有する範囲内で、甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

4 甲は、本条の規定に定めがない事項については、必要に応じて乙に対して協力依頼することができるものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の納入した物資の代金及び納入に要した費用を負担するものとする。この場合の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、物資の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、災害状況および代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第5条 甲乙双方は協力活動を円滑に行うため、連絡先及び連絡責任者・担当者を定め、甲は乙に乙は甲に通知するものとする。内容の変更が生じた場合も同様とする。

（効力発生等）

第6条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとする。ただし、この協定締結後、甲又は乙のいずれか一方がこの協定を解除しようとする場合は、相手方に対し、この協定を解除しようとする日から起算して3ヶ月前までに、文書によりその旨を通知しなければならない。

（不可抗力）

第7条 乙が災害等を被ったことにより、この協定に定める義務を履行できなくなったときは、乙は不履行の責を負わないものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義を生じたときは、甲乙が誠実に協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月11日

記名押印〔略〕

13-28 壬生町防災行政無線等の使用に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社栃木南支社（以下「乙」という。）は、電力供給に係わる大規模事故が発生した場合や、需給の逼迫などによる広範囲にわたる停電、および電力需要の急増による節電のお願いの実施における、壬生町防災行政無線、および壬生町防災メール（以下「防災無線等」という。）の使用に関し、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、壬生町内に停電が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災無線等を通じて、停電情報の提供を行い、住民生活の安心確保および秩序の維持に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において停電とは、次のとおりとする。

- (1) 電源の計画外停止等により発生する停電
- (2) 需給逼迫に伴い、計画的に実施する停電（計画停電）

（運用）

第3条 乙は、防災無線等の使用の依頼にあたっては、次の各号に掲げる事項を、可能な範囲で別紙添付の連絡体制により、甲に連絡する。

- (1) 通報依頼者の所属および氏名
- (2) 事故原因
- (3) 影響する範囲
- (4) 復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項を連絡後、新たな情報が判明したときは、可能な範囲で連絡を行うものとする。

3 甲は、第1項および前項により乙から連絡を受けた後、防災無線等を活用し、別紙添付の広報文例により、速やかに住民に対して情報提供する。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から1か年とする。ただし、この協定に関し、期間満了の1か月前までに、甲乙双方が別段の意思表示をしないときは、この契約はさらに1か年間期間を延長するものとし、その後はこの例による。

（協定の改定）

第5条 この協定は、甲乙のいずれかの発議により、双方協議のうえ改定することができる。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名（署名）捺印のうえ、各1通を保有する。

平成26年12月15日

記名押印〔略〕

別紙 連絡体制（第3条第1項、第2項）

1. 平日の午前8時30分から午後5時15分までの場合

壬生町役場 総務課 消防防災係	
電 話：	(0282) 81-1808
F A X：	(0282) 82-8262



東京電力株式会社 栃木南支社	
電 話：	(0285) 35-3306
F A X：	(0285) 25-0955

2. 上記以外の場合

壬生町役場 総務課 消防防災係	
電 話：	(090) 3207-1120



東京電力株式会社 栃木南支社	
電 話：	(0285) 35-3306

別紙 広報文例（第3条第3項）

〈停電発生の場合〉

東京電力よりお知らせです。

只今、停電が発生しております。

現在、復旧作業を実施しておりますので、しばらくお待ちください。

〈節電のお願い〉

東京電力より節電のお願いです。

本日、猛暑による冷房の電力使用増加などから、停電が発生する可能性があります。

暑さの厳しい中、大変ご迷惑をおかけいたしますが、停電回避のため節電にご協力をお願いします。

13-29 災害時の情報の収集・伝達に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と壬生アマチュア無線クラブ【JQ1ZRU】（以下「乙」という。）は、災害時の情報の収集・伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、壬生町内で地震、風水害その他の災害が発生した際、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、情報の収集・伝達に関する業務（以下「災害応急業務」という。）の実施について、甲が乙に対し協力を要請する場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、災害応急業務の実施について協力を要請することができるものとする。

（業務の遂行）

第3条 この協定による災害応急業務の遂行はボランティア精神に基づき行うものとする。

2 この協定による災害応急業務は乙の構成員が行うものとする。

（災害情報の提供）

第4条 乙は必要と認められる災害情報については、第2条の要請を待たずに甲に提供できるよう努めるものとする。

（防災訓練の実施）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく災害応急対策が円滑に実施できるよう、必要な訓練に努めるものとする。

（施設の提供等）

第6条 甲は、乙が災害応急業務を行うため、アマチュア無線局を開設する場合には、施設の提供その他必要な便宜を図るものとする。

（構成員名簿の提出）

第7条 乙は、この協定に基づく災害応急業務に関する連絡を円滑に行うため、毎年定期的に名簿を作成し、甲に提出するものとする。また、甲は連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

（その他）

第8条 この協定に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年11月27日

記名押印〔略〕

13-30 災害時における物資提供等に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と株式会社ヤマダ電機テックランド壬生店（以下「乙」という。）は、災害時における食料品、日用品等（以下「物資」という。）の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、壬生町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有する物資の提供等に必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は電話等により要請し、その後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする物資の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が調達可能なものとする。

（物資の引渡）

第4条 物資の引渡場所は、原則として乙の店舗とし、甲又は甲が指定する者が物資の品目及び数量等の確認を行った上、引渡を受けるものとする。

- 2 乙が物資の引渡の為に店舗以外の場所に物資を運搬する場合は、あらかじめ甲乙協議の上、甲は、乙が使用する車両を緊急通行車両とする等の必要な措置をとるものとする。

（物資の代金等）

第5条 甲の要請により乙が提供した物資の代金及び乙が行った運搬に係る費用（以下「代金等」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

- 2 前項の規定による代金等のうち、物資の代金は甲の協力要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用は甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第6条 乙は前条に規定する代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、原則として速やかに代金等を乙に支払うものとする。ただし、災害の状況または代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第7条 この協定に基づく物資の供給等に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ相互に

連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年11月27日

記名押印〔略〕

13-31 災害時における物資提供等に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と株式会社ヤマダ電機（以下「乙」という。）は、災害時における食料品、日用品等（以下「物資」という。）の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、壬生町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有する物資の提供等に必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は電話等により要請し、その後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする物資の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が調達可能なものとする。

（物資の引渡）

第4条 物資の引渡場所は、原則として乙の店舗とし、甲又は甲が指定する者が物資の品目及び数量等の確認を行った上、引渡を受けるものとする。

- 2 乙が物資の引渡の為に店舗以外の場所に物資を運搬する場合は、あらかじめ甲乙協議の上、甲は、乙が使用する車両を緊急通行車両とする等の必要な措置をとるものとする。

（物資の代金等）

第5条 甲の要請により乙が提供した物資の代金及び乙が行った運搬に係る費用（以下「代金等」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

- 2 前項の規定による代金等のうち、物資の代金は甲の協力要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用は甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第6条 乙は前条に規定する代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、原則として速やかに代金等を乙に支払うものとする。ただし、災害の状況または代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第7条 この協定に基づく物資の供給等に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ相互に連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年11月27日

記名押印〔略〕

13-32 災害時におけるLPガス供給等に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県LPガス協会栃木支部壬生協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した際、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における被災者及び避難者等を支援するために必要となるLPガスの供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における避難所や救援所、防災拠点施設等への緊急用燃料として液化ガス等（燃焼器など必要な設備を含む。以下「LPガス等」という。）の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合に、乙に対して、LPガス等の供給を要請できるものとする。

- (1) 災害時に、県内市町村から甲に対し、LPガス等の供給のあつせんを求められたとき、又は甲自らが調達を必要と認めるとき。
 - (2) 町外の災害時に、県または他の市町から甲に対し、LPガス等の供給に関する支援の要請があつたとき。
- 2 甲は、前項に定めるものの他、一般消費者等に係るLPガス等の保安の確保及びLPガス等の供給のために必要な業務を要請できるものとする。
- 3 甲は、前項の要請にあたっては、乙に対して文書を以て要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請したうえで、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これを受諾し、速やかに協力を実施するものとする。

- 2 前項の規定により供給したLPガス等について、使用者が、その使用を終了した時は、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

（費用の負担）

第4条 第3条の協力を要する費用は、甲が負担する。ただし、甲が他市町村からの要請に基づきあつせんした場合は、供給等を受けた市町村が費用を負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用については、災害時前における適正価格を基準とする。

（情報交換等）

第5条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びLPガスの供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年11月27日

記名押印〔略〕

13-33 災害時等における電気設備の復旧等に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と栃木県電気工事業工業組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災住民を救援する等の為に甲が行う応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、壬生町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急活動の為に乙に対し次に掲げる事項について、書面により物資の供給等の協力の要請をすることができるものとする。ただし緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに書面により通知するものとする。

(1) 甲が応急活動を行う施設の電気設備の復旧・点検

(2) 甲が応急活動を行う施設への物資の供給

(3) その他甲が行う応急活動に対する協力

2 甲は、本条の規定に定めがない事項については、必要に応じて乙に対して協力依頼することができるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は前条の要請を受けたときは、優先して協力を努めるものとする。

（措置状況の報告）

第4条 乙は前条の協力を行ったときは、その都度、速やかに甲に対して、措置状況を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 甲は、第2条に基づく協力を要した経費を負担するものとする。この場合の費用は、災害発生直前における通常価格を基準とする。

（請求及び支払）

第6条 乙は、応急活動が完了したときは、前条による経費について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、災害状況および代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第7条 甲乙双方は協力活動を円滑に行うため、連絡先及び連絡責任者・担当者を定め、甲は乙に乙は甲に通知するものとする。内容の変更が生じた場合も同様とする。

（効力発生等）

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとする。ただし、この協定締結後、甲又は乙のいずれか一方がこの協定を解除しようとする場合は、相手方に対し、この協定を解除しようとする日から起算して3ヶ月前までに、文書によりその旨を通知しなければならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義を生じたときは、甲乙が誠実に協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月27日

記名押印〔略〕

13-34 災害時の医療救護に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と壬生町医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び壬生町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護）

第2条 乙は、前条の規定に基づく医療救護活動の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護活動計画の策定に努めるものとする。

2 医療救護活動は、次の事項等とする。

- (1) 医療救護班の編成及び医療救護活動に関すること。
- (2) 医療機関における救護に関すること。
- (3) 郡市医師会等関係機関との連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づき、必要に応じて乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震による規模が震度6以上等であって、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により医療救護班を派遣できるものとする。この場合、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班の指揮は甲が指定するものが行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する避難所、災害現場において医療救護活動を行う事を原則とする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死体の検案

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第8条 救護所、災害現場等における医療費は原則として無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則患者負担とする。

(収容医療機関の指定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

2 乙は、災害時における医療救護活動を円滑に行えるよう、県内各地の拠点となる病院に対し、協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等病院の状況について、把握しておくものとする。

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- (1) 医療救護班が医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号以外で、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めるもの

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1日前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

(その他)

第14条 この協定は、平成27年11月27日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月27日

記名押印〔略〕

13-35 広告付避難場所等の電柱看板に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、壬生町内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条

- (1) 看板：乙の実施している広告事業のうち乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。
- (2) 避難場所等：甲が定める避難場所及び避難所をいう。
- (3) 広告主：本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の義務）

第4条 乙は次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- (4) 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- (5) 避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示には、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、広告媒体の掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの
(経費等)

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその他一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、甲と乙が誠実に協議して決定する。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙が3ヶ月前までに文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月27日

記名押印〔略〕

13-36 災害時における入浴施設の使用に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と株式会社アクトリー（以下「乙」という。）とは、乙の入浴施設を災害時において被災者自らの身体清潔保持、メンタルケアの一環として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、壬生町内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、被災者自らの身体清潔保持、メンタルケア増進の一環として、乙の入浴施設を使用することに関する基本的な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において入浴施設のサービスの提供が滞った場合、乙の管理する入浴施設を臨時的な入浴施設として使用することを乙に要請できるものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は、乙の入浴施設を臨時的な入浴施設として使用するときは、災害時入浴施設使用要請書（様式第1号）の提出をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請し、事後に同要請書を提出するものとする。

（使用の期間）

第4条 乙の入浴施設を臨時的な入浴施設として使用する期間は、原則として3週間とする。ただし、甲の使用期間の延期要請を乙が受託した場合は、入浴施設等の諸条件等が整い準備されるまでの間、これを延期できるものとする。

（受入の対象者）

第5条 乙の入浴施設を利用できる対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 指定避難所に避難をしている被災者
- (2) 災害対策事業活動に従事している者
- (3) 市町が特に被災状況を勘案して必要と認めた者

（費用の負担）

第6条 第3条に規定する要請により、乙の入浴施設を臨時的な入浴施設として使用する場合、その費用（以下「代金等」という。）については、甲乙協議の上、決定するものとする。乙は代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、原則として速やかに代金等を乙に支払うものとする。ただし、災害の状況または代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第7条 この協定に基づく入浴施設の使用に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ相互に連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年11月27日

記名押印〔略〕

13-37 災害時の歯科医療救護に関する協定

壬生町（以下「甲」という。）と一般社団法人下都賀歯科医師会壬生町部会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び壬生町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、前条の規定に基づく歯科医療救護活動の協力要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、歯科医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護活動は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び行動計画
- (2) 関係機関との連絡体制
- (3) 指揮系統
- (4) 医薬品、医療資機材等の備蓄
- (5) その他必要な事項

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し災害現場等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震による規模が震度6以上等であって、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により歯科医療救護班を派遣できるものとする。この場合において、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療救護班の指揮は、甲が指定するものが行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲から要請があった災害現場等において、歯科医療救護活動を行う事を原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力（個人識別）

(5) 被災者に対する口腔ケア活動

(6) その他状況に応じた処置

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第8条 災害現場等の救護所等における医療費は原則として無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費

(4) 前3号に掲げるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めるもの

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(歯科医療事故発生時の処理方法等)

第10条 救護所等において救護活動の結果発生した歯科医療事故については、甲がその処理にあたるものとする。

2 前項に規定する場合において、当該歯科医療事故につき、乙が派遣した歯科医療救護班に従事した者に、故意又は重大な過失がない限り、甲は、乙又は歯科医療救護班に従事した者に対して求償しないものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、

以後同様の扱いとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年9月1日

記名押印〔略〕

13-38 災害時の医療救護に関する協定

壬生町（以下「甲」という。）と公益社団法人栃木県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び壬生町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して柔道整復師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた時は、直ちに医療救護班を編成し、甲が設置する救護所等に派遣するものとする。

（業務）

第3条 柔道整復師は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲内で業務を実施する。

（指揮命令）

第4条 医療救護活動に関する事項の指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（衛生材料等の供給）

第5条 乙が派遣する医療救護班が使用する衛生材料等は、柔道整復師が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（医療費）

第6条 甲が設置する避難所、救護所等における医療費は原則として無料とする。

（費用の弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- (1) 医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
- (2) 柔道整復師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 柔道整復師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号以外で、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めるもの

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

（細則）

第8条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙

協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

(その他)

第11条 この協定は、平成28年7月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年7月1日

記名押印〔略〕

13-39 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

壬生町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設

置箇所への移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年1月10日

記名押印〔略〕

13-40 災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と、白鳥昇一（以下「乙」という。）は、地震、火災、風水害等
重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、無
人航空機による情報収集業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（支援協力）

第1条 甲は、壬生町内で災害が発生し、情報収集業務等が必要と認めるときは、乙にその実施
を要請し、乙は、可能な限りこれを受諾するものとする。ただし、雨天や強風などの悪天候に
より業務が実施できないときは、この限りでない。

2 甲は、前項の規定により協力を要請する場合は、当該業務の内容、日時、場所、必要機材そ
の他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合に
は、電話等の他の通信手段又は口頭により協力を要請し、その後、遅延なく文書を交付するも
のとする。

（業務の内容）

第2条 乙が実施する情報収集業務等は、次のとおりとする。

- (1) 無人航空機による情報収集及び救援業務
- (2) 前号の情報収集業務等の実施に関し必要な業務

（費用負担）

第3条 情報収集業務等の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。

（業務の報告）

第4条 乙は、甲の要請で当該業務を実施したときは、業務の終了後に情報収集業務等協力報告
書により、速やかに甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第5条 乙は、甲に情報収集業務等に関する一切の著作権を譲渡する。

2 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、情報収集業務等の実施により知得した秘密情報（ただし、公開されていない情報
及び個人を特定するに足りる情報を含む。）を甲の書面による同意なく第三者に漏らしてはな
らない。

（被害の負担）

第7条 情報収集業務等の実施に伴い、乙の責に帰する原因により、第三者に損害を及ぼしたと
きは、乙がこれを賠償しなければならない。

2 情報収集業務等の実施に伴い、甲・乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼ
したとき又は使用した機体等に損害が生じたときは、乙は、遅滞なくその状況を書面により甲
に報告し、甲・乙協議の上、その処置を決定するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲・乙が書面により協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(防災訓練等への協力)

第9条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うとともに、壬生町の安全で安心なまちづくりの推進に寄与するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙の協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年7月26日

記名押印〔略〕

年 月 日

白鳥昇一様

壬生町長 小菅一弥

情報収集業務等協力要請書

情報収集業務等を下記のとおり要請します。

[災害発生日時] 年 月 日 () 午前・午後 時 分
[災害の状況及び協力を要請する事由]
[情報収集及び救援業務の期間]
[情報収集及び救援業務の場所]
[必要とする無人航空機種類、人員数]
[備考] 《連絡担当課・氏名・電話・FAX》

年 月 日

壬生町長 小 菅 一 弥 様

白 鳥 昇 一

情 報 収 集 業 務 等 協 力 報 告 書

情報収集業務等下記のとおり実施したので報告します。

[災害発生日時] 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分
[情報収集及び救援業務の内容] ①活動内容 ②使用した無人航空機等
[従事した人員数及び社員名]
[従事した期間]
[備考] 《会社名・担当者・電話・FAX》

13-41 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

壬生町（以下「甲」という。）と栃木県トラック協会栃木支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、壬生町あるいはその他の市町村において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、物資等の輸送業務の円滑な運営を図るため、甲が乙に協力を要請する手続き等に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資等の輸送業務に乙の協力を必要とするときは、緊急輸送業務協力要請書（様式1）（以下「要請書」という。）をもって乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 輸送業務の期間
- (3) 輸送する物資及び場所
- (4) 必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (5) その他必要な事項

（輸送業務の遂行）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、速やかに物資の輸送業務に当たるものとする。この場合において、乙は特別な理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲が必要とする輸送車両及び人員を提供するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条に基づき協力した場合、緊急輸送業務実施報告書（様式2）（以下「報告書」という。）により、当該業務の終了後、速やかに次に掲げる業務の実施内容を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって報告できるものとし、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 従事した乙の名称
- (2) 緊急輸送の内容
- (3) 従事した会員会社名及び従事した人員数
- (4) 従事した期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（連絡責任者）

第6条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達、その他の双方の間における連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれに通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が緊急輸送を実施した場合に要した次の各号に掲げる経費は、甲・乙協議のうえ負担額を決定するものとする。

- (1) 緊急輸送に要した人件費
- (2) 緊急輸送に要した車両等の経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、緊急輸送に要した経費

2 前項の輸送業務に要した経費の算定については、甲・乙協議のうえ定める。

(災害補償)

第8条 物資の輸送業務中に従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年条例第31号)が適用される場合は、甲が補償する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結のあった日から生じ、甲・乙いずれから協定の解除の申し出がない限り継続するものとする。なお、協定内容の見直しが必要となった際は、甲・乙協議のうえ協定内容の変更を行うことができる。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年11月14日

記名押印〔略〕

(様式1)

平成 年 月 日

栃木県トラック協会栃木支部

壬生町長

緊急輸送業務協力要請書

緊急輸送業務を下記のとおり要請します。

災害発生日時 平成 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分
[災害の状況及び協力を要請する事由]
[輸送業務の期間]
[輸送する物資及び場所]
[必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員]
[備 考] 《連絡担当課・氏名・電話・FAX》

(様式2)

平成 年 月 日

壬生町

栃木県トラック協会栃木支部

緊急輸送業務実施報告書

緊急輸送業務を下記のとおり実施したので報告します。

災害名称
[緊急輸送の内容] ①活動内容 ②使用した車両等
[従事した会員会社名及び従事した人員数]
[従事した期間]
[備 考] 《会社名・担当者・電話・FAX》

13-42 特定接種の接種体制に関する覚書

壬生町長 小菅一弥（以下「甲」という。）と医療法人建幸会小倉医院院長 小倉建夫（以下「乙」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）の別添の(2)に定める職務に従事する甲の職員100人分の特定接種を行うこと。

以 上

以上の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成28年7月1日

記名押印〔略〕

13-43 災害時における水道施設の応急措置及び復旧措置の協力に関する協定

壬生町水道事業（以下「甲」という。）と壬生町管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、震災、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における水道施設の応急措置及び復旧措置業務について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が壬生町内に発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、住民に提供する生活用水の安定確保を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、甲の水道施設に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該水道施設について乙の出動を必要とするときは、乙に対し応急及び復旧措置の協力を要請することができるものとする。

2 甲は、他の市町村で発生した災害で甲が応援要請を受けた場合において、乙の出動を必要とするときは、災害の状況に応じ必要な人員、機材等を提供するよう乙に対し協力を要請することができるものとする。

（要請の手続き）

第3条 前条に定める要請は、甲が次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要する理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うための体制を確立して、必要な人員、機材等を出動させ、甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定に基づき出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急活動に従事するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した次の経費については、甲が負担するものとする。

- (1) 応援活動用車両等機械の借上げ費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 応急活動に使用した乙及び乙の組合員の保有する資材等

(4) その他応急活動に必要と認められる経費

2 前項の経費の算定については、甲の定める積算基準に基づき算出するものとする。

(支払)

第6条 応急活動に要する経費は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき、乙に対し、前項の経費を支払うものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づき、応急活動に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、疾病にかかり、または著しい障害を有する状態になった場合における災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより処理するものとする。

2 前項の規定にかかわらず労働者災害補償保険法に基づく災害補償が受けられない者については、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(人員、機材等の報告)

第8条 乙は、この協定による応急活動に出動させることができる人員、提供できる機材等の状況について、毎年4月末日までに甲に対し文書で報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了の日1月前までに甲、乙いずれからもこの協定改定意思表示がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(補足)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に必要な細目事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月14日

記名押印〔略〕